

.....  
平成14年 第4回 12月(定例)中 間 市 議 会 会 議 録(第2日)

平成14年12月6日(金曜日)

.....  
議事日程(第2号)

平成14年12月6日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(22名)

1番 岩崎 三次君	2番 中家多恵子君
3番 井上 久雄君	4番 植本 種實君
5番 山本 慎悟君	6番 野村 重利君
7番 山本 貴雅君	8番 宮下 寛君
9番 青木 孝子君	10番 久好 勝利君
11番 佐々木正義君	12番 堀田 英雄君
13番 福田 一則君	14番 山之内 智君
15番 香川 実君	16番 古野 嘉久君
17番 岩崎 悟君	19番 上村 武郎君
20番	21番 片岡 誠二君
22番 米満 一彦君	23番 穴井光午郎君
24番 杉原 茂雄君	

欠席議員(1名)

18番 須本 武雄君

欠 員(1名)

説明のため出席した者の職氏名

市長	.....	大島 忠義君	助役	.....	松下 俊男君
収入役	.....	藤井 紅三君	教育長	.....	船津 春美君

総務部長	・	・	・	・	上田 献治君	市民経済部長	・	・	貞末 伸作君	
民生部長	・	・	・	・	勝原 直輝君	建設部長	・	・	・	中木 陞君
教育部長	・	・	・	・	工藤 輝久君	水道局長	・	・	・	小南 哲雄君
市立病院事務長	・	田中 茂徳君	消防長	・	・	・	・	・	・	中村 忠雄君
合併問題対策室長	・	村田 育男君	秘書課長	・	・	・	・	・	・	白尾 啓介君
企画課長	・	・	・	・	行徳 幸弘君	総務課長	・	・	・	鳥井 政昭君
財政課長	・	・	・	・	牧野 修二君	税務課長	・	・	・	中野 諭君
明るい街づくり推進室長	・	・	・	・	・	・	・	・	・	千々和秀隆君
人権推進課長	・	・	・	・	中村 次春君	健康増進課長	・	・	柴田 芳夫君	
社会福祉課長	・	・	・	・	伊東 久文君	介護保険課長	・	・	是永 勝敏君	
下水道課長	・	・	・	・	須澤 広則君	営業課長	・	・	・	原田 慶雄君
市立病院課長	・	・	・	・	藤井 紀生君					

事務局出席職員職氏名

局長	岡部 数敏君	次長	渡辺 恭男君
書記	赤木 良一君	書記	末廣 誠君
.....			



午前10時00分開議

議長（岩崎 三次君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は21名で定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

.....

日程第1．一般質問

議長（岩崎 三次君）

これより日程第1、一般質問に入ります。

あらかじめ通告がありました順に従い、これより一般質問を許します。まず、久好勝利君。

議員（10番 久好 勝利君）

質問通告に基づきまして、来年度の予算編成について質問します。

小泉内閣は、深刻な経済不況による雇用悪化で膨らむ失業給付、高齢化や健康破壊がもたらす医療費の増加など、自然増や悪性でふえる社会保障費を削り込むために、社会保障費が財政危機の原因であるかのように描き出そうとしています。

政府税制調査会が2003年度の税制改正で小泉首相に答申したのに続いて、財政制度審議会が来年度予算編成に関する意見書を塩川財務大臣に提出しました。いずれも国民の暮らしと中小企業の営業を直撃する負担増の方針を前面に押し出しています。不景気がますます深刻になっているというのに、国民生活を税制と財政で挟み打ちにするようなやり方には、道理のかけらも見られません。

財政制度審議会は、年金の物価スライド凍結を解除し、物価下落にあわせて年金給付を引き下げる問題で、ことしだけでなく、過去3年分も上乘せするよう求めています。減額幅は2.3%で影響額は9,200億円に達します。

雇用保険では、国庫負担の拡大を否定して給付の削減を押し出し、たび重なる保険料引き上げは容認しています。介護では、来年度に11.3%の保険料引き上げを見込んでいます。また、雇用保険と介護保険の保険料引き上げをあわせると約8,000億円の負担増です。

政府税制調査会が打ち出した配偶者特別控除の廃止など税制改悪で1兆円を超える増税があり、医療費の負担増を加えれば社会保障で3兆円以上の負担増となります。国民生活が危機に瀕しているときに全面的な国民負担増です。人が人として生きる尊厳を脅かし、経済に致命的な影響を及ぼすもので、一方、むだ遣いと利権の温床になっている公共投資は、わずかに3%の削減です。3%というのは建設資材の物価下落分にすぎません。

そもそも日本の財政の特徴は、社会福祉支出が小さく、公共投資への支出が異様

に大きいことにあります。社会保障の公的負担を比べると、国民所得に対する割合はドイツの半分、アメリカの4分の3にすぎません。他方、公共事業はGDP比でドイツ、アメリカの3倍にも達しています。国と地方の公共支出を見ると社会保障に約20兆円、公共投資には約50兆円という逆立ちぶりです。事業費の後払いに当たる公債の利払い分を加えた実質的な公共投資は約70兆円に上ります。このすさまじい投資が財政危機の根源にあることは明らかです。

政府は、来年度予算の最重要課題は経済活性化と財政健全化だと言っています。しかし、アメリカの要求に唯々諾々と従って決めた公共投資基本計画によって総額630兆円、2007年度まで毎年50兆円の公共事業の浪費は続け、社会保障で3兆円もの国民負担増の予算では、財政のゆがみを一層ひどくし、景気を悪化させ、赤字をさらにふやすことになります。経済と財政の立て直しを図るのであれば、予算の使い方を国民生活最優先に切りかえ、国民の懐を温め、景気回復のかなめである個人消費を伸ばすことです。政府の方針は、国民の暮らしや営業に一層の苦難をもたらす方向でしかないことは目に見えています。

中間市における新年度予算の編成に当たっては、政府の方針に追随するのではなく、5万市民の暮らし、福祉、教育を最優先させ、政府に対して要求すべきことは断固要求するとともに、公費のむだ遣いなど不要不急な出費は削り、財政の効率化を図りながら市民の切実な声を予算編成に反映させることが重要だと考えます。

質問の第1は、新年度予算編成に当たっての重点施策について伺います。第2は、事業を進める法的根拠のなくなった同和事業は速やかに終結し、5億円もかけて保育所建設をしなくても、まだ使えるひまわり保育園の施設を使うなど不要不急な出費は削り、医療や介護などにおいて市民負担増ではなく、負担の軽減を図るべきではないでしょうか。市長の見解を伺いまして、第1回目の質問を終わります。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

おはようございます。久好勝利議員のご質問の新年度予算編成に当たっての重点施策は、また暮らしも経済も深刻な中において、政府は社会保障での3兆円もの負担増を国民に押しつけ、さらに中間市においては、同和行政や保育所建設など不要不急な出費を削り、医療や介護など市民負担の軽減を図るべきではないかとの質問にあわせてお答えをいたします。

議員もご承知のように、日本経済は依然として厳しい状況に置かれ、平成14年が最悪ではないかと言われているほど景気は低迷をいたしております。このことは、時を同じくして国と地方公共団体の財政が危機的状況に陥り、その深刻さの度合いを深めてきていると言えます。国も地方も財政の困窮化が年々進み、予算編成の困難さが増してきているの

が実情であります。

本市の財政状況は、市税あるいは地方交付税等の伸び悩みにより、財源は急激に減少してきており、さらに数年先に迎える退職者の増加、あるいは高齢化に伴う医療費や公共下水道事業等の繰出金など今後の大きな課題となってきました。

このようなことから本年度10月より緊急財政対策推進委員会を、助役をトップに各部長レベルで設置し、来年度予算編成に向け、今後3カ年間の緊急財政健全化計画を策定し、実効あるものにするにより、財政運営を安定させることを最重要課題と位置づけております。

政策的には、本年度に掲げました生活環境の整備、健康づくりの推進、少子高齢化対策、生涯学習推進の四つの柱を引き続き平成15年度も推進していきたいと思っております。

同和対策事業については、同和対策審議会の答申に基づき、本年度から廃止を含め予算の見直しを行ってきており、市の単独事業については、3カ年で段階的に縮小を行い、さらに補助事業については5年間で見直しをしていく予定であります。また、保育所の建設につきましても、9月補正予算で建設に向けての測量設計費を計上しており、既に調査設計に取りかかっております。

議員ご承知のように、現在市立保育所が2カ所あります。両園とも建設されて既に20年以上経過をしており、老朽化が著しく、早急な改善が求められており、また少子化による市内の園児数の減少など、総合的な見地から一本化に向けて、早急な課題と位置づけ取り組んでおります。さらに、統合することによりまして、光熱水費や各種委託料など保育所の維持費の大幅な軽減が図られ、このことは今後さらに増加いたします。高齢者医療費、あるいは介護費用等の財源不足に大きく貢献できるものと確信をいたしております。

今まさに地方財政の健全化、地方財政基盤の確立を言われるときに、できる限りの歳出の抑制を図っていくことが大切だと考えております。

議長（岩崎 三次君）

久好勝利君。

議員（10番 久好 勝利君）

新年度の施策については、まだ具体的なものが出てないようですけれど、今年度の場合、生活管理指導員派遣事業、あるいは訪問理美容サービス、こういった事業を新しく起こしたわけですが、その財源としては敬老祝い金、これを削ったということで、新たな福祉事業を展開しながら、今まであったものを縮小、あるいは削減していくというような、そういうことのないように要求しておきたいと思っております。

それから、保育園事業に続いて、隣保館も一般行政に同和対策事業から変わっていきまされたけれど、同和対策事業から一般対策事業に移行したということによって、その事業内容でどのような変化があったのか、その点お答え願いたいと思っております。

議長（岩崎 三次君）

中村人権推進課長。

人権推進課長（中村 次春君）

お答えいたします。

一般対策に隣保館が変わりまして、今、人権という形の立場でいろいろのものとも検討しておる状況でございます。

議長（岩崎 三次君）

久好勝利君。

議員（10番 久好 勝利君）

ただ人権というだけで、事業の内容そのものについての変化はどうなっているかというのが私の質問ですが。

議長（岩崎 三次君）

中村人権推進課長。

人権推進課長（中村 次春君）

平成14年度の予算では、一般対策に約8件ほど移動しておりますが、事業の見直しとしましては、同和対策推進助成事業等を廃止しまして、人権を前面に出した啓発等を中心にやるような行事で考えております。

議長（岩崎 三次君）

久好勝利君。

議員（10番 久好 勝利君）

例えば保育所についてですが、この保育所の場合も園児一人当たりの市費持ち出し額、これは200万円というのは以前から全然、同和対策事業の時代、それから一般対策事業に移行してもほとんど変わってないんですね。なぜかといいますと、これ職員の配置の問題、いわば雇用対策というような感じにもなっている職員配置、それから保育料の減免に伴う市の負担金とか、あるいは保育研修のための職員の出張旅費、こういったものがずっと続いているわけですよ。ですから、これは隣保館についても全く変わらないと思うんです。ただ一般対策に移行しましたということで、同和対策事業がこれだけ予算が少なくなりましたというだけでは済まない問題じゃないかと思imasので、そういった面を、一般対策に移行したということであれば、はっきりとその違いがわかるように事業内容を変更してもらいたい。ここは要望しておきます。

それと、先ほどの保育園建設の件ですが、市立の保育園二つありますが、これを統合して園児数120名で建設費5億円と、これが平成16年開園ということで、さきの9月議会で設計委託料が計上され採択されております。

これも歴史的に見ますと、市は解放同盟と同和会に保育園あるいは隣保館、集会所、また学童保育所、こういったそれぞれにさまざまな施設を提供してきております。同和行政終結の流れで市当局が考え出したことは、公共施設における運動団体の影響をなくすとい

う、そのための方策として施設統合という方針を出しておりますが、本来この問題については、施設を統合して一緒にしてほかすと、何となくわからないようにするというのではなくて、行政の主体性をもって解決すべき問題だと思っております。

施設統合は学童保育所から始まっておりますが、次の施設統合については、以前から保育園ということが上がっております。しかし、大島市長は、市の財政状況を考え、当分箱物をつくらないと、このように公言していたのですが、県から事業予算枠があると連絡を受けて急遽建設に動き出したというところで、老朽化して取り壊すというこすもすの場合は、これはやむを得ないかと思っておりますが、こすもす保育園が定員110名、そしてほかに売却するというひまわり保育園、これは園児定数150人です。ですから、売却するということは、まだ使えるということですから、しかも今度新しくつくるのが120名、今あるのが150名ですから、何も建設する必要はないと思っておりますけれど、建設をしなければならないという根拠が、ただ維持管理費が少なくなると、それが福祉事業にも回せるという程度のことであるならば、5億円のお金を使ってするほどのことでもないのではないかと思います。その点どうでしょうか。

議長（岩崎 三次君）

上田総務部長。

総務部長（上田 献治君）

今指摘されてるのは、ひまわり保育園を使ったらどうかということだと思っておりますので、当時民生部長としてかかわってきたことから私から説明させていただきます。

建築場所として、中間校区、それから北校区と今両園なってるわけなんですね。そして、北校区の方の今のこすもす保育園ですか、こっちの方は老朽化が激しいので、どうしても壊さなきゃいけない。一方で、ひまわり保育園の方は中間校区なんですね。そうしたときに中間校区には既に民の保育園がございます。北校区には保育園がないわけなんです。そういうことから各校区に保育園を1園ずつということが行政的には一番ベターではないかということから、今回そういうふうな感じで北校区の中に建設したい、こういうふうを考えております。

議長（岩崎 三次君）

久好勝利君。

議員（10番 久好 勝利君）

その件につきましては、エンゼルプランとの関係で各小学校区に一つという話は聞いておりますけれども、送迎バスまで準備してやってる今ですから、かなり遠方からも通っておるわけで、何も校区に一つなければならないと、その実情に合わせたことを考えなければならないのではないかと、そのように思います。この点についてはまた。

そして次に、医療、あるいは介護における市民負担軽減の問題について質問します。

医療とか介護の問題につきましては、後ほど我が党の宮下議員、あるいは青木議員など



から出ますので、ダブらないようなところで私は質問したいと思いますが、この12月議会に第57号議案ということで、中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例というのが出されております。この中で公的年金等特別控除17万円の廃止、あるいはその他3点ほどありますけれど、特にこの場ではほかの件につきましては、また条例審議の中で出るかと思っておりますので、公的年金特別控除17万円の廃止、廃止されたときにどのような影響が出るのかということについて、これは税務課長がいいですかね、説明していただきたいと思いますが。

議長（岩崎 三次君）

中野税務課長。

税務課長（中野 諭君）

お答えいたします。

65歳以上の公的年金等特別控除17万円の廃止でございますけれども、65歳以上の対象者3,200人程度おられまして、その総額が17万円を掛けますと5億4,700万ということになります。したがって、税率11%でございますので、約6,000万円程度の増収となる見込みでございます。

以上です。

議長（岩崎 三次君）

久好勝利君。

議員（10番 久好 勝利君）

ただいま税務課長の方から説明があったとおり、公的年金の特別控除17万円を廃止したということに国の方はなっております。その結果、影響が出るのは市内3,200人ほどで、税率11%ですから、1万8,700円、総額にして6,000万円、これ大変な金額になります。

これは大変なことですが、そこで、私はある町に、これどのような扱いをしたのかということで問い合わせをしました。そうすると、ここでは8月に国民健康保険運営協議会を開いて、そこで説明をし、9月議会で条例改定を行っております。改定の根拠になっている法令が平成14年10月1日施行で、平成15年度からの適用ということですから、半年間の周知徹底期間を設けるとするのが最初から国の方針でもあります。何しろ一人1万8,700円もの増税ですから。

そういうことで中間の状況がこういったことで、今まで何も聞かされてない。そして、12月議会に突然出てきたという話をしますと、私どもがしてきた8月に国保の運営協議会開いて9月議会で提案した、これが普通の自治体ではないでしょうかという話だったんですね。中間市では、そのときに何をしていたのかということになりますが、これは健康増進課長がいいでしょうかね、説明してください。

議長（岩崎 三次君）

柴田健康増進課長。

健康増進課長（柴田 芳夫君）

地方税法の改正につきましては、私の方では十分つかんでおりませんでした、その時点です。それで、税務課長の方からそこら辺のいきさつは説明いたしますので。

議長（岩崎 三次君）

中野税務課長。

税務課長（中野 諭君）

健康保険法等の一部を改正する法律、平成14年8月2日公布で10月1日から施行ということに伴って地方税法が改正されたわけでございますけれども、国の方から県地方課を通じて私の方に文書が参りましたのが8月の28日でございます。したがって、9月議会等にはとても時間的な余裕がないということで、その間、試算等を続けてきたわけでございますけれども、試算をするためには13年度末のデータを使いまして、電算室のプログラムを開発いたしまして試算を続けてまいりました結果、こういった事態に至ったわけでございます。

以上でございます。

議長（岩崎 三次君）

久好勝利君。

議員（10番 久好 勝利君）

まず、いつそれが中間市に届いたかということですが、国保新聞というのがありまして、これには3月20日付の国保新聞、これ中間市でも何か10部ほど講読しているようですが、そこには全部載ってるんですね。ですから、そういったのを見落としたというのもあるでしょう。しかし、この間、何をしてきたのかといいますと、まず7月11日に国民健康保険の運営協議会が開かれております。そこでは13年度から5年間で赤字解消5カ年計画が既に厚生労働省に提出しているという話がありました。そして、近く税率改定の諮問を市長から行うということで、それが8月22日の国保の運営協議会で保険税率改定の諮問が市長からありました。総額1億円以上はしたいというのが担当課の説明。

さらに、9月議会がありましたので、9月は開かれず、10月3日にまた国保の運営協議会が開かれております。担当課の意向としては、12月議会に間に合うように取りまとめをしたいということでしたが、そのときは委員の出席状況が悪かったので次回にということになって、10月24日にまた国保の運営協議会が開かれてます。担当課の方からこれまでの議論を受けて、総額1億円以上上げたいと思っていたが、8,500万円をお願いしたいということでした。そういったいわば先ほども出ておりました、普通の自治体では法律が変わって負担増、これは大変だということで、いろいろと協議をしている中で、中間市においては、そういうことは全くそっちのけで、市独自のいわば赤字解消のための計画、保険税引き上げを議論していたわけですね。

そしてまた、市長は一人400円負担していただきたいと、いろんなどこで話されておりますが、これは非常に正確度を欠く。平等割、世帯ごとのですね、3,000円、一人一人の均等割4,000円ですから、一人でも7,000円、1回700円、こういったことを言われておったようですけど、そういったどうしてそのようになったのかということについては、先ほど税務課長の方から話があったから、それでよしとしますけれども、中間市の事情がどうあろうとも、諮問したときとは状況が変わってきております。

それで、答申を得て議会に本来提出するという方向であったと思いますが、今回57号議案に出されているようなことから、12月議会においては提案できないということになったようですけども、何しろ12月議会をにらんで国保の運営協議会、これ4回ほど開いておりますので、その中にはいろいろと委員さんにもご苦労かけております。例えば答申取りまとめに当たっては、出席された委員全員に、これは協議会の会長さんの方から発言を求めて、なかなか発言しない人が多いわけです。これは審議会としては非常に問題だと思っておりますが、それでもその場で何らかの発言をした、仕方がないとか妥当だとか言われたわけですけども、そういった方が嫌な思いをされて今回取りまとめを行った。この事態について国保運営協議会で今後どのように市長は釈明をされるのか。

また、国保税引き上げ、市民の負担は大変だと言いながら、12月議会でそれを提案できなかったという、そのことは諮問をしたときと今の状況は、また変化していると思われるんですね。ですから、値上げの答申を得ているから、いつでも出せるということではないと感じるんですが、国保運営協議会から出された答申について、今後どのような扱いをされるのか。

その2点についてお願いします。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

今、議員の方からご指摘ございましたように、今、中間市の国保の状況というのは大変でございまして、平成元年から値上げをしてないという、そういう部分も片方ではないことではないんですけども、県の指導なりを含めて、何とかして今の窮状を打開をせにやいかんという役割、責任があるわけでございます。そういったことを含めて、国保審議会の方にこれまでの経過、あるいは現状、将来の見通しを含めて議論をしていただいたわけでございます。

いろいろと議論があったやに聞いておりますけれども、しかし保険という制度の中で考えると全体のものを、全体の市民の皆さん方のことを考えにやいかんと。そういう方向も片方ではおもんばかりながら、あの答申を受けたわけですけども、ご存じのように10月から医療法が改正をされてるわけございまして、そういった中身ももう少し中間市として吟味をする必要があるんじゃないかと、そういう話も片方では庁内でしたわけで

ございまして、そういったことなり、あるいはこれも議会の方からいろいろと提言をいただいております収納率の向上の問題も含めて、今後もう少し中間市として努力をするところは努力をする、そしてこの状況をもう少し見てみようという結論に達したと、こういうことでございます。

議長（岩崎 三次君）

久好勝利君。

議員（10番 久好 勝利君）

抽象的でわかりにくいんですが、一つは国保運営協議会がこれだけ忙しい中、短期間に4回も開いて答申の取りまとめをしたということについて、今後国保運営協議会の委員さんたちにどのように釈明されるのか。また、今回答申が出されたことについての取り扱いですが、いわばなかったものと見なすとか、あるいは白紙に戻すとか、何かそういったはっきりした対応は考えておられないのかどうかですね。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

今後の動向を見てみたいと、その上で判断をさせていただきたいと思っております。

議長（岩崎 三次君）

久好勝利君。

議員（10番 久好 勝利君）

今後の動向ということですが、10月1日から高齢者の医療費が完全に1割負担、あるいは2割ということになりました。それで、全国保険医団体連合会、これは開業医の皆さんで組織されておるようですが、ここが11月5日から15日まで、1,250医療機関にアンケートを行っております。その中で出てきたのは医科、歯科、いろいろありますが、医科の場合ですと、医院ですね、影響を受けたというところが47%。その影響というのがいろいろありますけれど、投薬の日数や薬の種類の変更、検査の減少あるいは変更、往診や受診日数の減少、在宅酸素の中止、こういったものがあります。

特に在宅酸素療法を中止したというのが、これは月1回の自己負担が850円から1万円と、約10倍になったことによって、慢性気管支炎だが負担増のため中止したと。あるいは往診についても、高齢で独居または歩行困難で往診が不可欠の患者さんでも、経済状態によっては往診を減らさざるを得ない、これは医院の方の感想のようですね。それとか投薬については、2週間の薬を4週間服用するような症例が多くなり、高血圧のコントロールがしにくい。その他もろもろの意見が出されております。

そこで、市立病院についてですが、これ患者数の動向はずっとつかまれていると思いますので、前年同月比で、外来の患者に限ってですが、どのような変化があるのか、これは事務長から。

議長（岩崎 三次君）

田中市立病院事務長。

市立病院事務長（田中 茂徳君）

お答えをいたします。

13年度10月で患者数が、延べでございますが、1万41人、本年度9,351人で690人ほど減っております。率に直しますと6.9%でございます。

以上でございます。

議長（岩崎 三次君）

久好勝利君。

議員（10番 久好 勝利君）

11月はどうなってますか。

議長（岩崎 三次君）

田中市立病院事務長。

市立病院事務長（田中 茂徳君）

11月は13年度が9,316人、14年度が8,507人で809人ほど減っております。率に直しますと約8.7%でございます。

以上です。

議長（岩崎 三次君）

久好勝利君。

議員（10番 久好 勝利君）

今、病院の事務長の方から回答をいただきましたが、徐々にこれは受診抑制がひどくなってくるのではないかと思うんですが、しかも今言われた数字は年齢に関係なく言われたことなので、70歳以上となりますと、これはもっとひどいと思われるんですね。

そこで、私、以前から言っております医薬品の問題ですが、宮崎県の高原という町があります。ここの町立病院で病院の院長さんが後発品に切りかえていった理由を述べておるんですが、患者さんの負担を少しでも減らしたいと考えたらこれしかない、これしか思いつかなかったんですということで、この病院が取り寄せていた薬は700から800と言いますから、市立病院と余り変わらないですね。そのうち後発品は17品目でした。それを10月から90品目にまでふやしましたということなんですね。ですから、病院の院長をしている方でも、高齢者医療が引き上げられてから、何か負担軽減をとというときに思いついたのが薬を、いわばジェネリック薬品に先発品から切りかえていくということなんですが、その後、この問題では病院の方はどのように取り組みをされておられるのでしょうか。

議長（岩崎 三次君）

田中市立病院事務長。

市立病院事務長（田中 茂徳君）

ご指摘の後発品でございますけども、9月議会でもお答えいたしましたように、私どもの薬事審議会等で十分に審議しとるところでございます。ここで審議をしまして、後発品の、私どもの審議の内容と申しますのが、優良後発品ということ的前提条件に今審議させていただいております。と申しますのが後発品につきましては安定供給という問題、これが非常に大きな要素を占めますものですから、この部分で一応今十分な審議をさせていただいておりますのが現状でございます。

議長（岩崎 三次君）

久好勝利君。

議員（10番 久好 勝利君）

いつも出てくるのが優良後発品という言葉なんですが、優良か不良かということでは、新薬の方が非常に危険度は高いと思われるんですね。何しろ最近抗がん剤で使い出して4カ月半で81人の死亡例が出ておりますが、こういったことが後発品の場合は、使用済みということでないわけですね。ですから、もっとそこら辺強めていただきたいと思いません。

それと、小諸市に職員を派遣して研修を行っております。まだ具体的なことは報告は議会にもあってはおりませんが、何ですか、小諸市と中間市の老人医療費の額が、私は以前から30万と言っていましたけれども、実は32万違っていたということなんですね。それで、今後職員が研修したこと、どう行政の中に生かしていくのか。結局市民の健康を保持することが医療費を減らすということで、今後そういった予防医療も、先ほど市長の方から行政努力をしていきたいということだったので、その点も要求しておきたいと思いません。

それから、今回、先ほどの57号議案で17万円控除がなくなるということから、影響を受けるのは中間市の場合一人1万8,700円、ところがこれは所得割が中間市は県下で最高11%ですから、そのことによって1万8,700円。ところが、太宰府の場合、これいろいろと国保の徴収については資産割とか入ったり、単純には比較はできませんけれども、太宰府の場合所得割7%ですから1万1,900円、差が6,800円も出るわけですね。これは県内の政令指定都市、あるいは中間市を除いて考えてみますと、他市の平均は1万4,960円で差額は3,740円、こういったことを考えたときに、平等割とか均等割とか、そういったものを引き上げるよりも、市民の暮らしを守るためには所得割11%、県下最高で今回の国保の運営協議会においても、これ以上上げられませんと言っていたこの部分を引き下げるといっても、今後大事になってくるのではないかと思います。

なぜならば政府が今考えているのは、配偶者特別控除の廃止、あるいは最低、課税の最低限の引き下げ、こういったものをどんどん出してきている中ですから、課税所得がどんどん、収入は上がらなくても、むしろ下がっても上がるような仕組みになっている。そう

いった中で保険税が上げられるということですから、ここを今後検討するべきではないかと思いますが、市長はどうでしょうか。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

国も大変ですし、中間市がもっと大変なわけございまして、今そういった面では国も日がわりメニューじゃありませんけれど、毎日毎日新聞を読んでも、次から次に新しく出てくるというのが実情でございまして、裏を返せばそれだけ大変な状況にあるということなんだと思っております。

したがって、中間市の方も出さなくて済むものであれば出さないにこしたことはないわけございまして、そういった面も含めて、中間市としてもこれからやれる部分はやっていく努力はさせていただきたい、このように考えております。

議長（岩崎 三次君）

久好勝利君。

議員（10番 久好 勝利君）

市民所得についても、県が出しております市勢、市町村要覧、これを見ますと中間市の場合には県内でも非常に低い、県平均の83%という状況ですから、そういったことも考えて、今後の市の財政状況悪いということはわかりますけれども、市民の財政状況も悪いということを考えていただいて、不要不急な予算は削って市民の暮らしを応援する市政に、施策をやっていただきたいということを求めまして、質問を終わります。

.....

議長（岩崎 三次君）

次に、山本貴雅君。

議員（7番 山本 貴雅君）

日本共産党の山本貴雅です。質問通告に基づき質問を行います。

市町村合併が地方政治に大きなうねりをもたらしています。ことし11月現在、全国3,217市町村の約4割に当たる1,298市町村が合併に向けて299の協議会を設置、うち9割近くがことしに入ってからのもので、2月に比べると市町村数、協議会数はともに3倍を超えています。国は財政面での優遇策を設けた「合併特例法は時限立法であり、その期限は2005年3月末」と強調して、合併の後押しに力を入れています。

しかし、住民側から、「合併は住民自身が選択することが基本」として、住民投票を目指す運動も相次いでいます。また、福島県矢祭町では、「合併をしない矢祭町宣言」を決議するなど、首長の間でも反対、慎重の立場を表明したり、広域合併協議会の不参加や離脱を表明したりする例も出ています。

中間市では、議会でもこの合併問題はたびたび取り上げられ、4月に合併問題検討特別

委員会を立ち上げ、遠賀4町との合併を視野に入れた検討をしていくことが確認されています。

一方、市民の中には、北九州市との合併の方がいいとか中間市単独でもいいとかいう声が上がっています。しかしながら、遠賀4町内での合併問題での取り組みも足並みがそろってなく、また遠賀4町と合併したらどうなるかとか、北九州市と合併したらどうなるのかという具体的な情報は市民の皆さんには示されておらず、感情的な部分での合併論としかなっていないのが現状ではないでしょうか。

先日、中間市に合併問題対策室が設置されました。特例法の期限が切れるのが2005年3月末、合併に向けた手続を考えると、今年度中には何らかの具体的な合併に向けた行動が必要になるだけに、いよいよ取り組みが始まったというところでしょうか。

そこで、この合併問題対策室では、合併問題にかかわってどのようなことをしていくのか市長にお尋ねします。

次に、障害者の支援費制度についてです。

今、日本では障害を持つ人がおよそ600万人います。法律上では、身体、知的、精神と三つに分けられています。障害者は、全人口から見れば約5%で、その圧倒的多くは病気やけがなどによる中途障害者です。三つの区分以外にも、てんかん、自閉症に苦しむ障害者などや、別々の障害を二重に抱えている人もいます。人間を大切にしない効率優先の社会の中で、精神障害者も今ふえています。障害はだれにでも起こり得る現実があります。そんな中、来年4月からは、障害者の新しい福祉制度が始まります。それが支援費制度です。

しかし、制度の内容が知れわたるにつれ、幾つかの問題が浮かび上がり、障害者や家族、施設関係者の中に不安と混乱が広がっています。

その第1は、福祉サービスの確保は原則として障害者個人の責任とされ、国や自治体は支援費の助成など、あくまで第三者的なものとなることです。

第2は、在宅、施設ともにサービスが圧倒的に不足しており、自由に選択できるという政府のうたい文句どころか、新制度発足の前提条件すら欠く現状にあるということです。

第3は、障害者や家族の負担が増大する心配があることです。利用料は、障害者の運動によって、これまでどおり負担能力に応じて支払う仕組みが維持されましたが、支援費の水準が低く抑えられれば、結局は利用者の負担増にならざるを得ない危険があります。

自治体も深刻です。ことし10月に発表された障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会と日本障害者センターが実施した自治体アンケートによれば、支援費制度について、何とか実施できる市町村は51%にとどまり、見通しがないが25%にも上っています。

そもそも契約制度が成り立つ前提として、十分な情報、選べるだけのサービス、サービスを利用する上での十分なお金が障害者になければなりません。現状では、そのどれもが不十分です。しかも、意思決定能力が十分でない知的障害者などは、自分で契約すること



自体が困難です。自己責任だけが強調され、行政が責任を後退させるなら、弱い立場にある障害者は、制度そのものから排除させられてしまう危険があります。

このような問題を抱えたまま、ことし10月から支援費制度に基づいて、全国の市町村でサービスの申請受け付けが開始されました。中には大幅に延期している自治体もあります。中間市では、12月から申請受け付けとなりました。ところが、サービスごとの支援費は幾らになるのか、障害者が支払う利用料はどうなるのかといった制度の根幹となる国基準は、いまだ未定です。来年度の予算待ちということです。その予算編成に当たって、小泉内閣は、障害者関係予算を初めとする社会保障予算の大幅な削減方針を打ち出しており、障害者、家族の不安がますます広がっています。

中間市が障害者福祉に対する公的責任を十分に果たしていくために、障害者が安心して利用できる、また、障害者が自立して生活できる支援費制度にするために、現行のサービス水準を後退させない方策、障害者の生活実態を反映した認定をするための方策などお尋ねし、1回目の質問を終わります。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

山本貴雅議員の質問であります市町村合併についてお答えをいたします。

中間市では、遠賀の4町との合併を進め、11月1日より合併問題対策室を立ち上げたことで、市町村合併問題についての対応が具体的に始まったようです。そこで、合併問題対策室でどのようなことを行うのかと、こういうことでございますけれども、中間市の合併については、さきの9月定例市議会での杉原茂雄議員の一般質問にお答えいたしましたように、この先中間市単独では生きていけないのではという思いがございました。

そのため、ことしに入りまして庁内に合併問題についての検討を行うため、1月25日に部長級による中間市合併検討委員会を設置をし、また2月26日には当市議会においても、会派代表者による勉強会が開催され、合併問題の検討がなされる中で、議会と執行部が一緒になって検討を進めていくという提案がなされ、これを受けて4月1日付で中間市合併検討特別委員会が発足したのは、議員ご承知のとおりでございます。

その後、合併に向けては遠賀4町をパートナーと想定するとの基本方針が決定をされ、6月、遠賀4町の首長さんに対し、合併のパートナーとしての意思表示と行政現況調査のための資料提供の申し出を行いまして資料収集に努めてまいりました。この資料収集も9月末までに完了する見込みでありましたことから、この分析と合併問題に対する市民への情報提供資料の策定等を行うために、10月1日付で合併問題対策室を設置いたしました。

具体的な業務についてご説明いたします。まず、執行部並びに市職員への合併に関する勉強のための報告書の作成を、遠賀4町から収集いたしました行政現況調査をもとにして

現在取り組んでおります。この報告書ができ上がり次第、要点を整理した上で、市民の合併に対する判断材料として活用していただくための資料を作成をし、広報等により情報提供に努めたいと考えております。

また、並行して、現在進められています遠賀4町の合併への取り組みの情報収集と合併問題に対する国、県の動きを踏まえ、議会、市民を含め広く意見交換を行ってまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、合併問題については、中間市の将来を左右する問題でありますことから、市民の皆様の意向を踏まえ、中間市合併検討特別委員会の中で十分なるご議論をいただきたいと思っております。

次に、障害者の支援費制度についてお答えをいたします。

議員ご承知のとおり、平成15年度4月より障害者へのサービスがこれまでの措置制度から支援費制度に変わります。支援費制度とは、障害者の自己決定を尊重し、障害者みずからがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組みでございます。

基本的仕組みといたしましては、障害者手帳を持っている利用者が、市に支援費の支給申請を行いますと、市は支援費の支給を決定し、受給者証の発行を行います。受給者証を受領した利用者は、直接業者と契約を結びサービスを受けることとなります。

支援費制度につきましては、現在、県が市町村への担当者へ制度案について説明会を行っている最中でございますが、議員お尋ねの障害者に対するサービス水準の後退は現時点では見当たりません。また、障害者の生活実態を反映した認定をするための方策とありますが、これは障害者が居宅サービスを受けるときの個人に対する利用料のことだと思われまます。利用料につきましては従来どおりと考えております。

議長（岩崎 三次君）

山本貴雅君。

議員（7番 山本 貴雅君）

今、市長から答弁ありましたけども、合併問題について先に少し、全国のこの合併に対する動向を紹介しながら質問を続けていきたいと思います。

住民投票が行われる自治体がふえたり、北海道では合併を推進するために無法な行動に出た市長が逮捕されたりと問題になっている部分もあるんですが、政府の思惑どおりに進まない中、小規模市町村の権限を大幅に縮小し、強制的に合併させようという動きが政府や自民党内で持ち上がって、地方自治体からの批判や反発の声が上がっています。

政府の地方制度調査会は、小規模市町村のあり方を打ち出し、西尾副会長が将来的には市を基礎的自治体として町村はなくしていくという私案を提出しました。西尾私案では、市町村合併特例法の期限が切れる2005年の4月以降、財政的な措置はやめ、目標とする人口規模を法律で示して、合併を強力に指導する。その後、合併せずに残る自治体は、住民票の交付などの窓口業務に限定し、他の事務は都道府県にさせるか、隣接の自治体に

強制的に編入するとしています。

人口規模は約1万人程度が想定されているということですが、また自民党の地方自治に関する検討プロジェクトチームも、合併せずに残った人口1万人以下の自治体は業務を限定し、これに対する地方交付税の優遇措置も縮小していく方針を打ち出しています。人口1万人未満の市町村は1,536ありまして、全町村の約6割を占めています。これを全部なくすか権限を取り上げるというのは、途方もない企てだと思っんですね。

自主的合併というのが市町村合併の建前になっていますが、実際には特例債というあめを用意して合併へと駆り立てる一方、合併をしない市町村には地方交付税の削減というむちを振りかざしていると思います。西尾私案や自民党の方針は、自主的合併では限界があるとして、あからさまな強制合併に乗り出してきたことを示していると言えます。これは憲法と地方自治の原則を真っ向から踏みにじり、地方自治体は猛反発をしているところです。

全国町村会では、西尾私案に対し人口規模の少ない町村を切り捨てるという横暴極まりない論旨であり絶対容認できない、市町村合併について財政効率、経済効率を優先させた強制的なものであってはならないとする意見書を提出しています。

また、全国町村議会議長会も、町村から基礎的自治体としての地位を剥奪し町村を解消しようという私案は、自治を破壊するもの以外の何物でもなく、絶対に認めるわけにはいかないと反論しています。合併しないで存続していこうという町村がある場合、そうした町村のあり方は尊重されるべきだと強調し、意見書を提出しているところです。

このような政府の動きと、それに対する全国の動きを大島市長はどのように考えているか、所見をお尋ねします。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

昨今の新聞でも、とりわけ西尾私案に対しましては西日本新聞、きのうは読売もこの問題について提起をしておりましたし、なかなか遅々として全体が進まない、そういった状況の中で政府の方が何とかして平成の大合併をと、そういったこともあるんでしょうけれども、あるいは財政的なものもあると思いますけれども、そういったことで今それぞれ双方が議論をし、合併したいところ、合併したくないところ、あるいは今から考えるところ、そういった面では西尾私案というのは一つの問題を提起をしたと、そういうことで受けとめていけばいい討議内容ではないかなと、そう思ってるわけでございます。

その中身は何ページかにわたっておりまして、今対策室の方にもございますので、ぜひご一読いただきたいと思ってるわけですが、ただこの西尾私案がいいとかどうか、そういうことはそれぞれの地方自治体が考えればいいわけですし、問題は中間市としてどうするかということが、今一番求められてるわけなんですけれども、これまでも大変議論

をしてまいりましたように、中間市の場合は先ほど久好議員の方からも言われましたように、市民税等々含めて大変先行き難しいという問題もございますし、要はこれからの中間市のあり方について、現在のサービスを、行政サービスをさらにこれからも市民の皆さん方に提供をするためには、何を選択をした方がいいのかと、そういうところに尽きると思っておりますし、合併というものはただ単に数合わせじゃないわけでございまして、市民の皆さん方が本当に合併によって夢が少しでも持たれるような、そういったことも片方では大変重要なことではないかと実は思ってるわけでございまして、したがって、合併対策室をつくりましたので、これから先、いろんな形で市民の皆さん方に広報活動含めて議論をしていただきながら、市民の皆さん方の意見が吸い上げられるような、動向が判断できるような、そういった対応も片方ではとっていきながら、最終的には皆さん方と一緒に議論をしていきたいと思っております。

きょうの新聞では、山口県の阿東町の話が出ておりまして、合併をせんちゅうことじゃなくて、できないちゅう、そういった地方自治体もあるわけでございまして、今言われたように一律に西尾私案では難しい面もございますし、そのことがきっかけとして全国町村会の山本会長の発言にもなったんじゃないかなと思っております。トータルとしてこれから一生懸命になって議論をしていきたいと、このように考えております。

以上です。

議長（岩崎 三次君）

山本貴雅君。

議員（7番 山本 貴雅君）

ぜひ大島市長も、住民が安心してできるようなことで、財政効率という点に、今国が大変だから、中間市も大変だからという暗い将来を語りますけども、ぜひ市民の皆さんに夢を語れるような、ロマンを語れるような、そういうリーダーシップというものを発揮していただきたいと思っております。そして、小さな町、中間市も元気にやっていけるんだというような、そういう点ももっと訴えていただきたいというふうに思います。

さて、遠賀4町の動向なんですけども、合併推進や合併反対の住民運動もあって、遠賀4町でとか芦屋町を除く3町でとか、まだ意見がまとまっていない部分もあるようです。特例法の期限までに遠賀4町に中間が加わるとしたら、この遠賀での動向が非常に気になる場所なんですけども、今後の計画として、いつまでにとか、今後どのようなことをしていくのかという、そういう市民の皆さんに対する情報提供の話ありましたけども、その他のことで考えてる部分ありましたらお願いします。

議長（岩崎 三次君）

村田合併問題対策室長。

合併問題対策室長（村田 育男君）

今のご質問にお答えさせていただきます。

ただ遠賀4町ということで、先ほど市長の一般質問の答弁でございましたように、一応ことしの6月時点では足並みを遠賀4町という、一応決定はいただいております。ただ議員が言われましたように、ここ1週間の動きにつきましても、遠賀4町自体では大変難しい局面が出ておるといのは現状でございます。新聞発表では、まず3町はないんだと、だから一応遠賀4町で各4町の議会に一応法定協の提案を一応やりたいという話が新聞では報道されております。ただこの時期も現在開かれております12月議会にするのか、来年になりまして臨時議会を設けるのか、この点も今現在はまだ固まった状況ではないということでございます。

それで、遠賀4町に一応法定内と、法期限内に一応中間市が合併するという分につきましては、大変時間的な問題があるかと思ひますし、今言いましたように、遠賀4町の動きが今から先、どういう形で進展していくのかという形が、中間市が法期限内に入れるかどうかという部分が大部分を占めるんじゃないかと思っております。

それで、遠賀4町は住民投票を芦屋町が大体1月末から2月の10日前後ぐらいまでというようなお話も事務レベル、それから先般行われました芦屋町の一応反対集会、合併反対集会の方にも一応参加しまして、住民の方と意見交換させていただいたんですが、一応そういうようないろいろな動き、芦屋町が遠賀4町のキーを握っておるといのが今現状でございますので、この動向を見た上で、あとは法定協がどれだけの期限、十分に詰められるのか。できれば合併、法の期限、半年残す、1カ月残すというような形で法定協自体が完了して調印という形になれば、その中にうちが飛び込めると、つまり汽車に乗れるという状況を我々事務レベルとしては十分内部協議を詰めた上で、職員と一緒に勉強をやっていかざるを得んだろう。

今の見通しは、あくまでも芦屋町がキーを握っておりますので、芦屋町の動向ですね、動向によっては議会でどういう形になるのか、住民投票でどういう形になるのか。住民投票で仮に否決された場合はまた白紙に戻りますものですから、またそれから時間がかかるというような形になるかと思ひます。そののところは何回も言いますが、遠賀4町の動き次第ということで考えております。

議長（岩崎 三次君）

山本貴雅君。

議員（7番 山本 貴雅君）

今、遠賀4町の動きが非常に重要になるということと言われましたけども、中間市の合併ですので、中間市のことも大変重要ですよ。そもそも、もともと合併に当たっては、あくまでも市町村の自主性を尊重するということになっておりますので、合併問題では憲法の保障する地方自治の精神に立って、あくまで住民の意思を尊重し、それぞれの市町村が主体性を持って対応すべきものだと考えます。

合併の動きに対しては、その背景や国のねらいも踏まえ、財政効率のみに着目した国の

市町村合併の押しつけには反対し、住民意思を貫くとともに、中間市と他の地域との合併が中間市民の皆さんの暮らしや福祉、それから住民自治にとってどういうものになるのかということ、中間市の具体的な状況に照らして明らかにし、その分析や検討を皆さんに広く知らせ、中間市に住む皆さんとともに考えていくことが大切だと考えます。

そのために先ほどの答弁にありましたように、まず中間市の合併についての情報を中間市民に広く知らせていくことが必要だと思います。合併問題対策室から市民の皆さんへの情報をこれからつくって配付していくという話ありましたけども、資料配付だけでは、今まで合併問題についての情報は、市民の皆さんに何ら提供されなかったわけですから、急にさあ合併について考えようと言っても、中間市民の皆さんには判断しにくいものだと思うんですね。市民に知らせる情報の内容の問題もありますけども、情報、資料の提供にあわせ、時間を十分にとって市民の皆さんに考えてもらうことや、また市内の幾つかの会場で合併についての学習会とか、また合併賛成、反対派を呼んでのシンポジウムとか、そういうものもする必要があると思いますが、いかがでしょうか。

議長（岩崎 三次君）

村田合併問題対策室長。

合併問題対策室長（村田 育男君）

今の山本議員のご質問にお答えしたいと思います。

趣旨は、我々と全く同じ考え方でございます。ただ今の先ほど作業の段階、一般質問で市長がお答えしましたんですが、とにかく合併問題についての一応どうあるのか。例えば単独で将来的にもいけるのかどうなのか。今現在は一応向こう10年、それから15年の財政シミュレーションに今かかったばかりでございます。この作業が若干おくれておりますものですから、このシミュレーションに基づきまして市が単独で行う場合に、生きていくためにどういう形が一番望ましいのかという分もございまして、それで合併というような形になれば、遠賀4町との住民サービスの状況、それから遠賀4町と中間市の一応一緒になったときの財政状況、この分につきましても一応5年、10年、それから特例、建設計画でいいます合併特例債、一応10年間、その後、一応5年間の段階補正等がございまして、交付金の状況等も入れた中でどうあるのかというような部分も、今から作業をなるべく早めまして、来年になりましたら、一応そういう形の中で住民の方、市民の方に情報が提供される状況に持っていきたい。

ただ住民の方にただ単に一方的に情報流すという部分につきましては、我々としてはできれば市内の各種団体等をお願いしまして、時間がとれれば一応その中で合併情報、そういう資料提供等も含めまして、今現在の周辺の自治体の動向、国、県の動き、それから中間市が単独でいく場合はこうなんですとか、そういった分の議論に我々の情報を流していきたいと。

ちなみに、一応選挙管理委員会が主催しております政治学級、これ先月の末行われたん

ですが、その中で今現在の周辺の状況も含めまして、あらかじめ合併とはどういうものなのかという概略説明をさせていただいております。その中で最後に、我々としては、今回の政治学級のそういう勉強会が一つの住民運動、それからまた広く大きく住民運動がそういう形で広がっていくというような形も、大変重要なことなんですよというような形で、最後締めくくった部分もございますので、そういう先ほどから言いましたように、各種そういう団体等のご要請があれば、一応我々から進んでその中に飛び込んでいって、現状の状況を一応ご説明させていただきたい、ということに考えたわけです。

議長（岩崎 三次君）

山本貴雅君。

議員（7番 山本 貴雅君）

十分に中間市民の皆さんの意向を尊重されるような判断材料となる、公正な情報の提供と住民の皆さんの意向を十分に汲み取れるような時間と、また方法を保障して、市町村合併について解決をしていくことを求めまして、合併問題については質問終わります。

次に、支援費制度についての質問を続けていきます。

支援費制度はどのようなものが答弁聞きながら、4月から新制度が発足するということが、まだ具体的に決まってないことが多くあるということで、担当部の準備というものはすごく大変なんでしょうけども、障害を持った方たちが4月からの新制度、支援費制度のもとで安心した、自立した生活を健やかに送るということも大変大切なものですので、しっかり考えていきたいところです。

さて、制度発足から2年半たつ介護保険でさえ、利用料負担が重いなどのために介護認定申請をしていないお年寄りが多くいるところです。まして障害者の場合、契約や申請をすること自体が困難ということが少なくありません。十分な情報提供、相談体制を拡充することは、障害者福祉の新しい制度導入の大前提になると思います。障害者の中には施設に入所されている方、また視力や聴力に障害を持っておられる方も多数いますし、市が本気になって情報を提供しないと制度の中身が十分に伝わらないと思います。情報提供ということで、中間市でこれまで支援費制度についてされてきたことと、また今後されようとしていることなどありましたら教えてください。

議長（岩崎 三次君）

勝原民生部長。

民生部長（勝原 直輝君）

お答えいたします。

最近ずっとたびたび県の方で説明会が随時開催されておりまして、私どもの社会福祉課の職員出席しております。まず、11月に3回ほど対象者を初め、団体の役員の方集めまして、ハーモニーホールで3回説明しまして、約120人以上の方がおいでになっております。それから、12月の2日から既にできる分の受け付け開始を別館の地下の方で開始

しています。それから、計画としまして来年の2月に支援費制度の全体の説明と福祉サービスをまとめました冊子といいますか、それを市内全戸配布を予定しております。また、今後県の方からいろんな説明会があると思いますので、新しい部分については随時報告してまいりたいと思います。

以上です。

議長（岩崎 三次君）

山本貴雅君。

議員（7番 山本 貴雅君）

それと、相談体制、申請受け付け体制、また障害者への障害区分の認定ということで、今の人員体制はどのようになっていますか。

議長（岩崎 三次君）

勝原民生部長。

民生部長（勝原 直輝君）

社会福祉課の福祉係の方で係長以下5人程度で受け付け等をっております。

議長（岩崎 三次君）

山本貴雅君。

議員（7番 山本 貴雅君）

中間市では12月から受け付けが始まりました支援費支給申請では、従来の措置制度と違いまして、サービスを必要とする障害者が担当窓口で支援費支給申請をし、受給者証を受け取った後、事業者と契約を結び、サービスを提供してもらうという仕組みになっています。

現在、施設への入所、通所措置を受けている障害者は、経過期間が設けられているんですけども、それ以外の人は必ず支給申請が必要になってきます。ところが、この受給者証を渡すかどうかという判断は、市の担当に任されているんですね。障害の程度というのは多種多様で専門的な判断が求められます。障害の程度を判断するための国のマニュアルはあるんですけども、それだけで果たして個々の障害者の障害の特殊性に着目したような微妙な審査、それから障害者の生活に即した認定が行えるのかどうか、不安、心配があると思うんですね。どの段階に判定されるかで事業者や施設に払われる支援費の額が変わってくるんです。

ダウン症の娘さんを持つ家庭の例なんですけども、定時排せつ、決まった時間の排せつや自分でトイレに入るといったことですら、3年以上にわたって何気ない長女のしぐさや表情を常に見逃さず、しかもその他の全体の流れを大切に働きかけてくれる職員集団があって初めてできるようになりました。私の長女のようにおむつなどはほとんど使わず、一応排せつ場所まで一人で行き、一人で気張って排せつができるようになった障害者は、部分的な支援が必要なものにされてしまいかねないのですという、娘さんの必要とするケア



は、厚生労働省が示すおむつをかえる全面的な支援に比べ、はるかに手間暇がかかるのに、それがトイレに行けるということで支援費が実態より低く設定されてしまうおそれがあることを心配されています。これは支援費制度の核心を突いた鋭い告発だと言えるんですね。

それと、障害者の中には団体に所属されていない方もおり、施設を利用していない方もおられますし、親が先に亡くなり世話をしてくれる家族が亡くなった障害者も、これから先ふえてくると思います。申請してくるのを窓口で待っているだけでなく、積極的に職員が家庭に出かけていって、障害者とその家族に支援費制度の仕組みを十分に伝え、要求を聞くということが必要です。実際にそのような個々の障害者の家庭訪問を始めた自治体も出ています。

今の中間市の申請窓口の人員が5人という状態で、障害者の申請がスムーズに進むのかという問題です。まだ、支援費制度の内容ではっきりしていない部分もあって、それが明らかになれば、繰り返し今後また説明も必要になってくるでしょうし、認定のための日常生活状況チェック項目の聞き取りなど、一人にかかる時間というものが膨大になってくると思うんですね。受給者証発行がおくれれば、直接苦勞するのは障害者であり、その家族です。障害の程度を正確に公正に判断し、障害者とその家族が不利益をこうむらないためにも、早急に臨時的にも専門体制を組む必要があると思うんですが、この点いかがでしょうか。

議長（岩崎 三次君）

勝原民生部長。

民生部長（勝原 直輝君）

今、山本議員さん、居宅対象者のことと言われましたが、これは施設の入所者につきましても同様なことで、サービスが低下しないように努めるためには、いろんな人材が必要と思われる。それで、まず居宅の方につきましては訪問して、できる、役所においてになって説明、受け付けができる方とできない方については訪問という形。さらに、施設の入所者につきましては、市外の方がほとんどでございまして、調査表では30項目の調査があります。こういう専門的な知識を持った方がこういう30項目の調査をしてもらうためには、現在介護保険課におられますケアマネージャーの方の力をかりるとか、ほかの専門的な方の力をかかったらどうかということ、今民生部内で各課長さんを含めて協議中でございます。

以上でございます。

議長（岩崎 三次君）

山本貴雅君。

議員（7番 山本 貴雅君）

障害者の支援費制度は、障害があるないにかかわらず、すべての方に今後障害を持つということが起こり得るだけに、全中間市民を対象にした内容の濃い情報の提供はもちろん、

また制度を知らなかったために申請できないような障害者を生み出さないためにも、障害者の、それから障害者の方々の生活実態に応じた認定をするためにも、行政のきめ細やかな対応というものが不可欠になってくると思います。今、民生部の方で検討されているということ言われましたけども、介護保険にも倣ってケアマネージャー配置しておりますけど、そういう支援費制度の周知徹底、申請、認定をスムーズに進めていくためにも、体制づくりというものが緊急に求められているんじゃないかと思います。その点、要求しておきます。

それから、国は自分で契約が困難な障害者に対して、成年後見人制度や福祉サービス利用援助事業で対応するとしているんですけども、この二つ、いずれもすごくお金のかかることなんです。そこで、気軽に利用できるものではないだけに、それにかわるような、これの減免とか援助とかいうことも必要だと思うんですけども、そのほかの手だてというものはあるんでしょうか。

議長（岩崎 三次君）

伊東社会福祉課長。

社会福祉課長（伊東 久文君）

山本貴雅議員のご質問にお答えします。

現在今、検討しておりますけども、成年後見人、並びに社会福祉協議会がやっております事業がございますけども、厚生省と法務局とで違いますが、それについても民生委員さん、並びにそういう方々が入っておられますので、今後話し合いながら、お金のかからないように努力したいというふうに考えております。

以上です。

議長（岩崎 三次君）

山本貴雅君。

議員（7番 山本 貴雅君）

これから先も新制度のもとで、障害の種類とか程度によって、さまざまな場合考えられますので、障害者が不利益にならない手だてというものをですね。もともと本来的には国が考えることであるんでしょうけども、この中間市でも、ぜひ制度の充実というものを求めておきます。

それから、障害者や家族はこれまでどおりの水準でサービスを受けられるかどうかということが一番心配だと思うんですね。国の支援費案について、施設サービスの仮単価というものが出ているんですけども、利用者の障害の程度に応じて3段階に分けられ、障害の重い人ほど事業者への支払いが多くなっているということなんです。これについては滋賀県の施設で緊急調査したところ、現行の措置収入に比べ半数以上の施設が減収になるという厳しい試算結果が出ているようです。最高で年間609万円もの減収になるということで、施設経営者の間で悲鳴と怒りの声が出ているということです。

それから、在宅サービスでは、ホームヘルプサービスの場合、身体介護、家事援助などの4種類が設定されているんですけども、単価は介護保険に準じた額となっていますが、介護保険の現場からは実態に合わない低い額だとして、引き上げの声が上がっているようなものです。

それから、利用者負担金の基準案は、施設利用の場合、通所、入所とも負担額の区分は現行と同じなんですけども、1カ月に支払う上限額が最大6,000円引き上げられています。

それから、在宅サービスの場合は、ゼロから全額負担まで18段階に分けられて、1カ月の上限というものが新たに設けられています。利用回数の多い人は負担が減ることになるんですけども、一方で時間当たりの負担額では、所得税非課税で市町村民税が課税の人が負担増になるということです。

それから、デイサービスとショートステイは食費などの実費負担だけで今済んでいるんですけども、新制度のもとでは利用料の負担も必要となるため、これは負担増になるということです。

それから、注目されていた扶養義務者への負担なんですけども、在宅サービスで利用者が20歳以上の場合、その範囲は同一世帯、同一生計にある配偶者及びその子のうち最多納税者と改められて、親が除かれることになったということです。障害者団体の声が大きく反映されたもので、これは一歩前進というふうにとらえられると思います。

改めてお尋ねしますけども、今の措置制度で障害者が負担している金額と同等のサービスが支援費制度でも行えるかということです。負担はふえた、サービスは減ったというようなことにならないでしょうか。市長、どうでしょうか。

議長（岩崎 三次君）

伊東社会福祉課長。

社会福祉課長（伊東 久文君）

山本議員のご質問にお答えします。

今現在できるサービス、そのままのサービスでいって個人の負担がふえるかということは、現在のところ見当たりません。先ほど言われました家族の分の支払い、この分が約半額になつとるということで、現時点では後退はないというふうに考えております。

議長（岩崎 三次君）

山本貴雅君。

議員（7番 山本 貴雅君）

現時点ではないということなんですけども、今後の国の基準がはっきりすることによって、またその点は明らかになってくると思うんですけども、財政の問題でいえば、今までの障害者個人の利用額でサービスを維持しようとするれば、自治体の独自財源による上乘せというものが、これから先必要になってくるんですね。実際に制度がスタートしていないから、中間市の負担がどれだけのものになるかというものは、現時点では確かにはっきり

しないところなんですけども、障害者の権利を守れるのかどうかという自治体の姿勢というものが支援費制度で問われてくると思うんですよ。その点で市長、どうでしょうか。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

今、先ほど議論されておりますように、今、それぞれで議論をしてる最中でもございますので、この制度の趣旨が十分生かされるような、そういう取り組みも中間市では考えていきたいと、そう思っております。

議長（岩崎 三次君）

山本貴雅君。

議員（7番 山本 貴雅君）

自治体の負担を減らすという、財政的な負担を減らすということは、障害者に対するサービスの低下に直結するものなんですね。障害者にとって現行のサービス水準の後退は許されないだけに、サービスを保障するための財政的な裏づけというものが今後必要となってくるところです。国も自治体も、行革の名のもとで福祉に対する行政の責任を放棄することは、絶対に容認できるものではありません。各種施設、在宅サービスの維持、民間福祉施設や小規模作業所などへの助成や支援の充実が改めて求められるところだと思います。福祉に対する行政の責任を堅持し、財政面で難しいものがあるんだったら、合併問題での財政のところでも同じになると思うんですけど、国に対して要求すべきことは要求していくことが求められるんじゃないかと思います。

それと、障害児の問題なんですけども、そもそも障害児にはサービスの利用契約を行うという意思能力がないんですね。ところが、多くの親たちの反対を押し切って、厚生労働省は三つのサービスの支援費の移行を決めています。その一つの障害児通園事業は障害乳幼児の療育にとって大きな役割を果たしており、全国各地で父母による粘り強い運動で事業の実施充実を推し進めてきたものです。中間市でも親子広場リンクを進めていますが、支援費制度の移行に当たって、現行の療育水準を後退させないような、きめ細やかな対応というものを求められると思うんですけども、その点はいかがでしょうか。

議長（岩崎 三次君）

勝原民生部長。

民生部長（勝原 直輝君）

現在のまま継続して行います。

議長（岩崎 三次君）

山本貴雅君。

議員（7番 山本 貴雅君）

現在のままの継続ということは無料ということではないですか。

議長（岩崎 三次君）

勝原民生部長。

民生部長（勝原 直輝君）

サービスの内容は現行のままということで、支援費制度のリンクが指定にされましたら設置要綱に基づきまして、当然中間市が補助金をもらうような形になります。現在もらってませんが、申請をしておりますので、15年度からもし補助金をもらうような形になりましたら、設置要綱に基づきまして一部負担金をもらうようになるかと思います。ただサービス内容は同様でございます。

議長（岩崎 三次君）

山本貴雅君。

議員（7番 山本 貴雅君）

先ほど負担増にはならないということと言われたんですけど、この点、負担増になるということですよ。

議長（岩崎 三次君）

伊東社会福祉課長。

社会福祉課長（伊東 久文君）

ご質問にお答えします。

実はリンクは今まで単独、市単費でやっておりましたけども、ことしの5月に県の方に補助申請をしました。支援費制度とはちょっと違うんですけども、たまたま支援費制度が導入されまして、導入されようと今しておりますけども、それで一部負担金と、支援費制度とはちょっと違うんですけども、認可になれば補助金をいただきますんで、支援費制度は別に一部負担金が要るようになっております。それで、たまたま支援費制度と同じ時期になりましたんで、支援費制度になれば増になると、個人負担が増になるということではないと思います。

議長（岩崎 三次君）

山本貴雅君。

議員（7番 山本 貴雅君）

いずれにしましても、実際に利用している方は、その制度がどうなろうと実際に負担することになってくるわけですので、そういう負担増というのは明らかなわけですから、そうならないようなための取り組みというんですかね、そういうものも必要になってくるんじゃないか。それは親子広場リンクのことだけでなく、その他の障害者が利用する部分について、すべてに言えるんですけども、そういう点での財政的なものとして、支援費制度が4月からスタートすれば、自治体の持ち出し分というものが明らかにふえていきそうなのに、障害者に対する福祉を充実させていくという自治体の役割というものは問われてくると思うんですね。その点で市長にもう一度お尋ねしますけども、どうでしょうか。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

実態を見て考えさせていただきたいと思っております。今検討中でございますので、全体がですね。

議長（岩崎 三次君）

山本貴雅君。

議員（7番 山本 貴雅君）

一番初めの質問なんですけど、現サービスの水準を後退させないような、そういう手だてがきちんととられるようお願いしておきます。

それと、基盤整備の点なんですけども、支援費制度の売りは答弁にありましたように、選択できるという制度なんですけど、契約という制度になることによって、障害者が自分に必要とするサービスを自由に選択することができるという理由になっています。

しかし、選択できる制度の実現のためには、利用者の需要よりもサービス提供者の供給が多いことが前提です。もしサービス提供者の数が足りない場合、事業者が障害者を選択する逆選択が生じ、障害者にとって選択できない制度となってしまいます。

政府は、民間が競争すればサービスの量も質も向上すると、いかにも国民の心をくすぐりそうなキャッチフレーズをいいますが、しかし現実には選べるサービスがあるところではないと思います。

中間市の状況は市長もご存じでしょう。入居施設が二つしかなく、入所待ちの障害者がたくさんいます。そのため市外の施設に行かざるを得ないという状況です。政府が民間の参入で量も質も向上するといっても、介護市場で利益が上がらなかったために、真っ先に撤退した大手企業の例でも明らかです。中間市の障害者は高齢者に比べれば少なく、新規民間事業者の参入も望めないのではないかと思うんですね。国に対しても福祉のための基盤整備を充実していくとともに、このことについては今議会で意見書も提案されるようなんですけども、中間市でも独自に中間市の責任で、先ほどの財政問題との関連あるんですけども、選択できる基盤整備を進めていくべきだと思いますが、市長の見解をお尋ねします。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

今、県の方とも非公式ではございますけれども、いろいろと議論をしている最中でもございます。追ってその考え方も出せる時期が来るんじゃないかと思えます。

議長（岩崎 三次君）

山本貴雅君。

議員（7番 山本 貴雅君）

基盤整備を進めていく際、障害者とかその家族、また障害者団体、それから小規模作業所とか民間の団体とも十分協力、共同、連携をして進めていただければと思います。

国際障害者年から20年余りたちまして、障害者運動と世論の盛り上がりの中で、政府も自治体も障害者のノーマライゼーションと自立した生活の支援の実現を掲げています。障害者の自立と人権保障を目指す取り組みをこの中間市でも強め、障害者の方々が安心して中間市に住み、暮らしていけるような、そんなまちづくりを進めていくことを求めまして、一般質問を終わります。

.....

議長（岩崎 三次君）

この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時40分休憩

.....

午後1時00分再開

議長（岩崎 三次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。次に、青木孝子さん。

議員（9番 青木 孝子君）

日本共産党の青木孝子です。通告に従いまして、介護保険制度について一般質問いたします。

公的介護保険制度を創設するに当たって、厚生労働省は、介護保険制度導入の最大の目的は、介護を必要とする状態になっても自立した生活を送り、人生の最後まで人間としての尊厳を全うできるような、社会的支援の仕組みを確立することである。このような仕組みを確立できるか否かで、我が国の社会が真に豊かな社会であるか否かが試されることになる。国民に対して、介護を必要とする状態になっても、自立した生活を人生の最後まで人間としての尊厳を全うできることを約束いたしました。

しかし、2000年4月にスタートいたしました介護保険制度は、その制度施行前から、とりわけ高齢者や家族の利用者にとっては、新たな介護保険料と1割の介護サービス利用料の大幅な負担増、また不十分な介護施設、サービス整備状況、また高齢者の生活実態を反映しない要介護認定などさまざまな問題点が指摘されていましたが、収入が少ないのに利用料が高く、もう少し利用回数をふやしたいができない。親類のつき合いなども減らした、施設に入所したいが、あきがないと言われたなど、利用者や家族の方々の苦悩は後を絶ちません。

介護保険では、介護度ごとに保険で提供するサービスの支給限度額が決められておりますが、この限度額に対して、どの程度サービスを利用しているのかを見ました平均利用率は、全体でたったの4割程度にとどまっています。中間市での介護度別と保険料段階別の

サービス利用状況について、まずお伺いいたします。

次に、来年度見直しになります介護保険料について伺います。

65歳以上の第1号被保険者の保険料は、3年に1度の見直しになっています。65歳以上の保険料は、厚生労働省の6月調査によると、来年度は平均月額3,241円と11.3%もの引き上げになっています。中間市の保険料算定はどうなっておりますか、お尋ねいたします。

三つ目に、低所得者の減免についてお伺いいたします。

介護保険制度は強制加入保険制度で、私は加入したくないと言っても許されません。そして、保険料の負担が強制され、所得のない人や所得の低い人からも保険料を取る仕組みになっています。65歳以上の介護保険の保険料は、大半の人が年金から天引きですが、年金額が1万5,000円以下の場合は窓口での支払いです。滞納が生じるのは、こうした人たちが対象になります。介護保険法では、介護サービスを受けている人が滞納すると、1年後からはかかった費用の全額を一たん支払って、9割分の払い戻しを受ける償還払いとなります。その後も滞納が続くと払い戻しすら差しとめられます。そこから保険料が差し引かれることとなります。また、過去の滞納分についての時効はなく、滞納期間分に応じて7割給付となるペナルティーが一生ついてまわります。高過ぎる保険料が滞納者を生み、介護サービスを利用できない介護難民を生み出しています。

以前の措置制度では、利用料は所得に応じた負担でしたが、介護保険では所得にかわりなく一律1割の利用料が徴収されます。そのため、比較的高額所得者は負担が軽減いたしました一方、低所得者には重くのしかかっています。

北海道の介護サービス利用者実態調査によれば、「介護保険制度が始まってから利用するサービスを減らした」と答えた人にその理由を聞くと、42.3%が「利用料を払うのが困難なため」、こう答えています。だれもが安心して受けられる介護保険制度にするためには、低所得者の介護保険料や利用料の減免は切実です。市長の所見をお伺いいたします。

最後に、介護タクシーのサービス利用についてお伺いいたします。

介護保険制度のかなめと言われているケアマネージャーは、昨年11月の第4回試験までで23万5,764人となり、多くの介護保険のプロが生まれました。ところが、こうして生まれたケアマネージャーの人たちは、現実には厳しい環境に置かれています。

長崎県社会保障推進協議会が昨年6月に行った調査では、「ケアマネージャーとして満足いく仕事ができているか」の問いに、「とても満足」はたったの0.3%、「まあまあ満足」は10.4%、「やや不満」は何と42.4%です。「不満」は28.8%と7割以上のケアマネージャーが仕事に満足していないと答えています。不満の理由の一番は、忙し過ぎることでした。4月8日付「AERA」に、利用者に全く顔を見せない事務的対応のケアマネージャーと批判的に取り扱う記事まで掲載されています。



ところで、ケアマネジャーから「来月から介護タクシーは利用できません」と突如に言われ、困惑している高齢者もいます。ケアマネジャーは忙しさの余り、利用者とのコミュニケーションが希薄になり、事務的に処理されたのではありませんか。

また、市が介護タクシーのサービス利用の適用基準を徹底するよう事業所に指導したことで、必要な人に必要なサービスが提供されないという、こういう状況をつくり出してはいないでしょうか。市長の所見をお伺いいたします。

以上で1回目の質問終わります。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

青木孝子議員の介護保険制度について、まず初めに、介護サービスの利用実態についてのご質問にお答えをいたします。

介護保険制度が開始されて2年半が過ぎ、制度への周知が徐々に進み、介護サービスの利用が伸びています。平成14年8月末での要支援、要介護認定者で居宅サービスを利用している人の割合は77.3%、昨年の同時期では74.2%で3.1%の伸びとなっています。

しかし、認定を受けながら介護サービスを利用していない人は、医療施設等への入院や家族介護を受けている人、今のところサービスを利用する意向のない人等であります。

また、居宅サービスの支給限度額での利用率は、平成12年と13年度を比較すると、要介護認定者の利用率は全体で37.5%が38.5%へと1%の伸び、サービス利用者の利用率は全体で50.3%が53.4%と3.1%それぞれ伸びています。要介護別での利用率では軽度の人が高く、重度の人が低い状況であります。

また、介護給付費では2億3,700万円ふえ、特に訪問介護58%、通所介護36%、福祉用具貸与で77%、短期入所生活介護38%、住宅改修52%と大きく伸びています。その要因としては、権利として介護保険制度が広く市民へ浸透してきたものと思われます。

また、本市の特徴として、介護保険施設入所者は5%と余り伸びておらず、居宅サービスが大幅に伸びている状況ですので、できるだけ居宅で生活を送りたいと考えている人が多くいるということだと思っております。今後もできるだけ長く居宅で生活ができるよう、居宅サービスの充実を努めなければならないと考えています。

次に、2003年4月からの保険料についてお答えをいたします。

平成11年度に作成いたしました中間市高齢者総合保健福祉計画は、老人保健福祉計画の見直しと介護保険事業計画の作成を一体化したもので、計画期間は平成12年度から17年度までの5カ年で、3年ごと見直しを行うことが介護保険法に定められており、本年度が見直しの年となっております。

このため、本市では、本年4月に中間市高齢者総合保健福祉計画作成検討委員会を設置

し、公募者6名を含めた委員15名で構成されております。本委員会は、第2期中間市高齢者総合保健福祉計画作成の諮問を受け、保健、福祉、介護の一体的な施策を作成するため、現状と課題や事業量の推計等を検討協議するもので、既に7回開会し、活発な意見交換が行われているところであります。

このような中、国は介護サービス費の推計値の把握のため、高齢者数、居宅サービスの利用率、施設入所者数等を一定の条件のもとで、ワークシート方式により事業量を推計し、保険料を設定することになっており、本年10月に中間値として国へ報告いたしました。

本市の場合、第3段階の基準額で、中間値として月額3,530円となり、作成検討委員会へ報告をいたしております。現在、本市の保険料は、平成12年度から14年度までが基準額で月額3,050円で、今回、中間値として国へ報告した額と比較をいたしますと、月額480円で15.7%の引き上げとなっております。この金額は、事務局案として、現在までの介護サービス量の伸び等を勘案して、作成検討委員会に提出しました8案のうちの1案による金額であり、現在、作成検討委員会で他の7案ともに検討いただいているところでございます。

今回、見直しされる平成15年度から17年までの介護保険料の決定は、介護報酬が決定をする来年1月ごろの予定で、それをめどに現在、作成検討委員会で審議が行われており、答申を受けて住民説明会や議会等への報告をいたしたいと考えております。

次に、介護保険料の減免についてお答えいたします。

低所得者への介護保険料、利用料の減免については、過去数回ご質問があり、減免の考えはない旨をお答えいたしておりますが、今もその考えに変わりはありません。

昨年11月に高齢者総合保健福祉計画見直しに向け、市民の声を聞くため高齢者及び若年者の実態調査を行いました。この調査の中で、減免についてどのような考えであるか質問を行った結果、高齢者で約10%、若年者で約4%の人が減免してほしいとの意見がありますが、大部分の人は減免に対して消極的意見として、他市町の状況を見て慎重に検討することや、保険料が高くなるので反対であるとの調査結果が出ております。

また、現在、総合保健福祉計画の見直しを行っている作成検討委員会の中で、保険料の減免について検討されましたが、前回の計画と同様、総合保健福祉計画には導入しないことで意見がまとまっているところであります。

また、保険料6段階設定での軽減についても、作成検討委員会で検討いたしましたが、第1、第2段階層の軽減率を上げ、軽減された財源を第4、第5段階層で負担することを想定をした場合、本市の場合、第1、第2段階の人が約40%、基準額の第3段階層が約35%、第4、第5段階層の人が約25%の所得階層となっていることから、第1、第2段階層の人が第4、第5段階層の人より約15%多いため、その分を負担することは、第4、第5、第6段階層の保険料がかなり高くなり、6段階設定について反対の意見が多く、理解を得ることは難しいことになり、総合保健福祉計画への導入は見送りになってお

ります。

また、利用料の減免については、現在、作成検討委員会で審議が行われておりまして、介護保険法の中でも高額介護サービス費の支給として、低所得者への配慮は行われていますが、非課税世帯の中でも特に収入の少ない方については、重い負担になっていると考えております。だれもが住みなれた家でできるだけ長く生活できるようにするためにも、特段の配慮が必要と考えております。現在、保険料や保険財政にどのような影響が出るのか、少なくとも恒久的に制度として維持できるものか検討するようお願いをしているところでございます。

いずれにしても、低所得者への負担増が見込まれることから、2年後の介護保険制度見直しに向けて、現在、市長会を通じ高齢者の所得状況を踏まえ、介護サービスの利用が金銭的に制限されないよう、国において積極的に検討するよう要望をいたしているところであります。

最後に、介護タクシーの利用実態についてお答えをいたします。

本来、訪問介護というのは、介護保険法に規定されているように、居宅において介護を受ける者について、その居宅において日常生活の介護を行うものですが、実態として居宅で介護を受けている人で、介護を受けなければ病院へ行けない人も多くいるため、中間市では、訪問介護の一環として介護タクシーも介護保険の給付対象として認めています。

この介護タクシーは、3種類ある介護訪問のうち最も単価が高い身体介護の介護報酬となっているため、乗りおりにあわせて15分しかかからなくても、30分の介護報酬単価2,100円を請求できます。また、利用者負担はサービス費用の1割で済むため、利用料は210円で済み、低所得者については軽減措置があるため3%、63円で利用できます。

このため、市民の間では、介護保険の認定を受ければタクシー料金が大幅に割引されるとの誤った情報が広く浸透していますし、医師や患者団体の間でも、病院への通院方法として利用するよう、積極的に呼びかけているため、タクシーの乗りおりに身体介護の必要がない人まで利用し、介護保険財政を圧迫する要因となっています。

また、他市でも趣味や親類宅への訪問など、不適正な利用が見られるため、規制を強化をしてきています。

現在、介護タクシー事業者は市外ばかりですが、そのうち利用者の多い2事業者で、昨年の9月分介護報酬支払い額は140件、360万円が本年9月では195件、480万円と約33%増加している状況であります。

本市といたしましては、介護タクシーの適正利用のため、居宅介護支援事業者から毎月ケアプランの提出を求め、そのチェックを行い、問題があればケアマネージャーへの指導を行っています。

また、国からは、訪問介護を行う場合は、入浴、排せつ等の介護、調理、洗濯などの家

事を常に総合的に提供し、特定の援助に偏ることがあってはならないと通知が来ており、来年の介護報酬見直しに当たり、新たな乗降介護の単価を設定すべく検討していると聞いております。

最近、「あの人が介護タクシーを利用できて、なぜ私ができないのか」という苦情も多く寄せられていますが、本当に必要な人に限定しないと介護費用が飛躍的に増大し、それに伴い介護保険料も大きく上がることとなります。

いずれにいたしましても、訪問介護の利用が適正に行われるよう努めてまいりたいと思っております。

議長（岩崎 三次君）

青木孝子さん。

議員（9番 青木 孝子君）

9月議会でもお尋ねいたしましたけれども、1カ月1万5,000円未満、これは直接徴収ですけれども、そういう方々の滞納、9月では238名と聞いておりますけれども、現在の状況をお尋ねいたします。

議長（岩崎 三次君）

是永介護保険課長。

介護保険課長（是永 勝敏君）

お答えします。

本年の9月に滞納者、1年以上の滞納者の名簿をリストアップいたしまして、そのときの対象者数が111名でございました。1カ月間にかけて徴収業務をやりまして、そのうち20名の方が完納されてあります。

以上です。

議長（岩崎 三次君）

青木孝子さん。

議員（9番 青木 孝子君）

ということは減ったということですよ。今、見直しで480円のアップ、これは非常に大きなアップだと思うんですよ。それで、先ほどからいろいろと医療の改悪等々述べられて、本当に住民の負担が大きくなったということをおっしゃっていただきましたけれども、私も10月から高齢者医療費が改悪されて、北海道の社会保障協議会で調査した、病院で支払う費用が月2,500円未満の人だった割合というのが6割だったんですが、それが3割以下になった。逆に5,000円以上、1回に5,000円以上払う人は1割だったのが、その3倍にもふえた。1万円以上は5倍にもなった、こういうデータが出てます。そして、窓口での負担が大変ということで、通院回数も、それから検査も減らしたという、こういうデータ出ておりますけれども、その上、皆さんご存じのように、来年からは年金が下げられる。そして、今介護保険料、中間市でいいますと480円のアップ、こういう

ことだと本当ですね、これ以上介護保険払うの大変だ、こういう悲鳴、本当にあちこちから聞こえています。

千葉県八千代市では、市長が介護保険会計の基金を取り崩して、来年度の保険料の値上げを据え置く、ここまで検討しているところがあるんですけども、市長、いかがでしょうか。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

中間市でやってるのは介護保険だけじゃないわけですし、全体もそろってやらにゃいかん、そういう状況でございます。気持ちはわからないでもないんですけども、今後介護保険審査会等で議論をしていきたいと、このように考えております。

議長（岩崎 三次君）

青木孝子さん。

議員（9番 青木 孝子君）

いつも同じ答弁ですが、市長の今のその気持ちをですね、るる制度が改悪されて市民の負担が大きくなって。その点をいろんな諮問するということじゃなくて、今の市長の気持ちをお聞きしたいんですけども、いかがでしょうか。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

今の気持ちはこのとおりでございます。

議長（岩崎 三次君）

青木孝子さん。

議員（9番 青木 孝子君）

今の気持ちということは、ほとんどそういう審議会にお任せして検討させてもらうということのように受けとめてよろしいでしょうか。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

そういうことではなくて、審議会の皆さん方の意見等々を尊重させていただきたいと、こういうことでございます。

議長（岩崎 三次君）

青木孝子さん。

議員（9番 青木 孝子君）

市長の答弁、前回も、今回もですけども、中間市独自の減免は全く考えてないと、こ

ういうふうを受けとめてますが、それによろしいんですかね、受けとめ方としては。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

そういうことでございます。

議長（岩崎 三次君）

青木孝子さん。

議員（9番 青木 孝子君）

これは多分市長も国の三原則、保険料の全額免除、それから一律免除、一般財源の繰り入れ、これを規制する三原則というのが厚生労働省から出てますけれども、これをいわずに何とかして守らにゃいかん、こういうことによって市の一般財源を繰り入れたくない、こう言ってるのでしょうか、いかがでしょうか。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

保険制度の仕組みそのものが全体でカバーし合うと、そういうことが原則でございますし、今言われたように国の方ももっともって支援体制を組めば、地方自治体の方ももっともって潤う部分はあるわけですがけれども、この問題も全国市長会等、あるいは福岡県市長会も九州市長会もそうですけれども、そういった問題を常々提起はいたしておりますんで、そういった状況、流れ等を見てみたいと、このように思ってます。

議長（岩崎 三次君）

青木孝子さん。

議員（9番 青木 孝子君）

市長会では大いに国の方に上げていただきたいと思います。私たちも大いに国に上げてますけれども、この三原則というのは日本共産党の井上美代参議院議員が、これはあくまでも地方自治法の助言にすぎないと。坂口厚生労働大臣は、一般財源の投入であっても、原則を超えて自治体がやるというのなら、その自主性は尊重する、ことしの3月19日にこう言ってるんですよね。こういうことで全国では低所得者の保険料の減免、431自治体、その三原則を破ってというんですかね、それを超えて117市町村が実際に独自の施策を行っているということなんですよ。

ぜひ一般財源の繰り入れ、先ほど久好議員の質問の中で質問いたしましたけれども、財源的に決して中間市の場合、見直せば出てくるという、私ども確信を持っています。その一つは同和予算、市長にお尋ねいたしますけれども、以前は3年以内に同和対策予算をなくしてしまうとたしか言ったと思うんですが、きょうの答弁の中では3年のもの、5年のものと、こういうふうになんて少しずつ変化が来ると、きょうそういうふう聞いたんです

が、その点どうなんでしょうか。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

3年のものと5年のものという使い分けを決してしてるわけではないわけですし、中間市独自としてやってる部分は3年で廃止をしたい。今5年でやってるのは、むしろ県の方がそういったやり方をしておりますので、これは県の方ということで、中間市独自の部分については3年で廃止を、段階的に廃止をさせていただきたい、ということでございます。

議長（岩崎 三次君）

青木孝子さん。

議員（9番 青木 孝子君）

同和予算につきましては、中身もろもろですね。一切中身を聞きますと、午前中の内容でも人権、これを主体としてると、こう言ってましたけれども、これも本当に同和で使うような中身ではないと思うんですよね。こういうふうにいる見直しますと、中間の場合、同和予算は即やめられる、こういう状況にあると思います。

先ほど利用料の減免のことで、わざわざ一般会計からの繰り入れがなくても、高額介護サービス費、これで低所得者に対してのこういう措置をしてると、こういう答弁がありましたけれども、この中身を私も少し読んでみました。そうしますとこういうのが書いてるんですよね。

低所得者の費用負担軽減のために高額介護サービス費制度が設けられています。これは保険料が第1段階で、要介護1の場合は、利用料の負担が世帯で月1万5,000円を超えたときに高額介護サービス費の対象になると。要介護1の支給限度額は16万5,850円、利用料にしますと1万6,585円ですかね、限度額いっぱい使ってやっと適用になる。また、保険料が第2段階で要介護2の場合、高額介護サービス費の対象が利用料負担2万4,600円以上、支給限度額は19万4,800円、これサービスを使って19万ということは1万9,480円ということになりますので、全くこれはおかしい制度だと思うんですよね。

そもそも所得の低い利用者が支給限度額いっぱいまでサービスを利用するということは、今の段階でほとんど考えられません。先ほどの一番最初の答弁でありましたけれども、要支援で77%、平均で50%ということですので、ほとんどがサービスいっぱい使うようなことはあり得ないわけですよ。こういうことを考えますと、低所得者への利用料の減免、先ほど市長も言いましたよね。この負担、本当に大変だと、考えていけないといけない、こういう考えをしてると言いましたけれども、その点もう一度確認したいんですけれど。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

先ほど言ったとおりでございます。

議長（岩崎 三次君）

青木孝子さん。

議員（9番 青木 孝子君）

先ほど言ったということは、考えておくということですか、それとも枠内では減免は考えられないということでしょうか、もう一度確認いたします。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

審査会等々でいろいろ相談をさせていただきたいと思ってます。

議長（岩崎 三次君）

青木孝子さん。

議員（9番 青木 孝子君）

もう少し実態をぜひ市長に知っていただいて、審査会の諮問に参考にさせていただきたいと思えます。

私も、この一般質問に先立ちまして、保険料の段階別の利用、利用料金ですかね、それをお尋ねしましたがけれども、データのなかなかとれないというご返答でしたので、一部そういうデータをとったところがありますので、参考に皆さんにご披露させていただきますけれども、これは2万3,000人の人たちを対象に事業者が聞き取りで、直接の聞き取りでした調査結果ですけれども、第1段階ではその月に利用料幾ら払ってるかといいますと8,087円、2段階では8,285円、3段階、9,133円、4段階、余り変わらず9,784円、5段階でも1万1,358円、つらつらと言いましたけれども、保険料の第1段階でも第5段階でも、実際に介護サービスをして月に支払う額は余り変わってないという、こういうデータが出るわけですよ。これを、このデータを市長はどういうふうにとめられますでしょうか、お尋ねいたします。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

後ほど参考にさせていただきたいと思えます。ぜひ見せてください。

議長（岩崎 三次君）

青木孝子さん。

議員（9番 青木 孝子君）



データの表は見せませうけれども、こういう中身を見ましても、いかに第1段階、所得の低い人、第1段階といえは高齢の・・福祉年金ですかね、福祉老齡年金を支給されてる方、あとは生保の方ですが、生保の方は別といたしましても、こういう人たちも、それから年間400万も、それ以上もいただいてる人たちと余り実際には利用料、月に使う金額は変わらないという、こういう実態があるわけですよ。こういうことからしても、利用料の減免というのは考えていくべきではないでしょうか。いかがでしょうか、もう一度お尋ねいたします。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

先ほどご答弁いたしましたように、審査会等々でいろんなご意見等賜りたいと、このように考えております。

議長（岩崎 三次君）

青木孝子さん。

議員（9番 青木 孝子君）

市長は、利用料減免に踏み切らないというのは、制度だから一般会計からは繰り入れられないと、ここにこだわっているのでしょうかどうでしょうか、お尋ねいたします。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

全体を見て、そう考えてると、こういうことでございます。

議長（岩崎 三次君）

青木孝子さん。

議員（9番 青木 孝子君）

全体を見てという、そのことはよくわかりませんが、具体的にはどういう点とどういふ点を考えてということでしょうか。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

1段階から5段階あるというのはご承知と申しますが、一方で取れば一方は払わにやいかん、そういう状況もあるわけですし、そういった全体の中で考えていくと、こういうことだと思っております。

議長（岩崎 三次君）

青木孝子さん。

議員（9番 青木 孝子君）

今の答弁だと、保険制度の枠内で予算をやりくりしないといけないから、全体を見るということは一般会計からの繰り入れはできないと、こういうことなんでしょうか、お尋ねいたします。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

そういうこともございますし、さらには先ほど言いましたように、全国市長会等々で今議論をしてる最中でございますんで、国の支援等も含めて今後の孝に服したいと、このように思ってます。

議長（岩崎 三次君）

青木孝子さん。

議員（9番 青木 孝子君）

国がですね、もちろんみなさんご存じのように、介護措置に対するお金を減らしたことから、こういう制度が設けられて、本当に皆さんの負担になってます、住民の皆さんの負担になってますが、それはそれで置いといて、中間市で実際に困ってる人たちがたくさんいるわけですよね。そういう人たちへの減免について、どういうふうに考えてるかというのをお聞きしたいんですが。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

大変厳しい状況であるというのは、よくわかってるわけでございますけれども、さりとて中間市全体としても大変厳しい状況にあるというのも、これまた事実でございます。そういったことの中で何を優先をするかということも、片方では考えにやいかんのではないかなと、そういう思いがして、今までの答弁になったと、こういうことです。

議長（岩崎 三次君）

青木孝子さん。

議員（9番 青木 孝子君）

何を優先にして予算を編成していくかと、9月議会でも読み直しましたら、それを書いてましたよね。そういうことで私も十分考えていただきまして、福祉対策、特に高齢者のこういう人たちへの対策を十分考えていただいたかなということに思ってたけれども、相変わらず減免は全く考えてないと。9月でも言いましたけれども、全国ではこの制度が欠陥だらけだと、国のままではどうしようもならぬ。だから、独自で減免をしようかと、利用料では825、これ以上ふえてると思いますけれど、随分住民の皆さんの方を向いた市政実施がやられてるわけですよね。市長の答弁聞いていますと、介護保険制度の枠でしか考えられないと、こういう姿勢しか見られませんが、いかがでしょうか。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

何としても中間市全体の予算の中できちんとした考え方をせにゃいかんし、先ほど言われましたように、15年度予算等々の中ではそういったもろもろの議論をし、なおかつ省くものは省き、捻出するものは捻出をする、そういったことも片方では検討をしながら、何といてもこれは相互扶助というのが基本でございますので、そういった立場の中で今後ぜひ考えていきたいと、このように考えております。

議長（岩崎 三次君）

青木孝子さん。

議員（9番 青木 孝子君）

相互扶助ということで常に言われますけれども、9月議会でも杉原議員も上げてましたよね。議員を3名削減するから2,000数百万円、人勤で、本当に私どもは賛成しかねるんですけども、職員の給料のカット等々、そういう予算があるから、ぜひ低所得者への福祉予算に回せ、こう言ってますよね。それから、野村市会議員も9月議会の最後に討論いたしましたけれども、秋田県の湯沢市では公用車の廃止、また市長の給与のカット等々、そういうふうに身を削ってでも福祉の方、利用料を半分にするなど、そういうことを実際にやってる自治体たくさんあるわけですよ。こういうことで予算もないないとして言われない部分たくさんあると思いますが、この点についてどう思いますでしょうか。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

市長の報酬含めて今報酬審議会を立ち上げておりますんで、そういった無理、むだを含めて、さらには財政再建計画等も今検討中でもございますんで、そういった中で十分中間市の財政が立ちいくような、そういったことを今検討しておりますんで、もうちょっと見ていただきたいなと、そう思っております。

議長（岩崎 三次君）

青木孝子さん。

議員（9番 青木 孝子君）

同じことになりますけど、十分見直すには同予算、先ほどの保育園の設立の問題ですね。そういうことも十分見直せば予算は出るんじゃないでしょうか。そして、きのう予算補正についての説明ありましたよね。その中に低公害車購入のための車2台、買いかえ等々ということでありましたけれども、こういうところももう少し前の車が使えないのかどうか。

実際に利用料減免をしているところ、何か福岡県内のそういう利用状況等々、予算をどのくらい使った等々も調べてみました。確かに生活保護の1.2倍とか1.1倍とか、そう

いうように本当にもう少し私どもは、多くの人たちがすべて3%の利用となればいいと思うんですけれども、そういう減免でしか、福岡県内ではありませんけれども、そういうところでは100万未満で十分そういう人たちへの補助というんですかね、手厚い補助が、措置がされてるわけですよ。そういうことについては市長も、市長会等県内でいろいろ話があつてると思いますが、どういうふうに聞いてますでしょうか。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

市長会では大変多岐にわたっておりまして、もちろん先ほど言った介護保険の話もごさいますけれども、地球の温暖化含めて議論をする、そういった中身もごさいますし、今ここに資料を持ってきておりますけれども、いろんな立場、それを総合的にやってる、議論をしてることでごさいます。

議長（岩崎 三次君）

青木孝子さん。

議員（9番 青木 孝子君）

いろんな立場っていう、そこに市長の姿勢がうかがえるんじゃないかと思うんですよね。いろんな立場ではなくて、いろんな角度からならわかりますが、本当に大変な方、低所得者の人たちをどういう形で援助していくか、そこを重点にそういう立場から市政を進めていただきたいと思っておりますけれども、全体的なというそこ辺を、あいまいでわかりませんけれど、もう一度確認いたします。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

いろんな立場という話もございましたけども、それはそれぞれの市町村が抱えている問題、それぞれ緊急でやらにゃいかん問題なり、あるいは何年かかけてやらにゃいかん、そういった問題、たくさんあるわけでごさいますして、その中の一つに介護保険もありますし、それからクリーンエネルギーの問題もあります。そういったことでごさいます。そういう議論というのは、それぞれの各県からたくさん出されて、それをまとめて市長会の中で議論してるんだちゅうことでごさいますして、いろんな一つ一つが決して軽々しいものではなくて、全体として今から問題を解決していかんやかと、そういう立場で議論を今までしてきているわけでごさいます。

議長（岩崎 三次君）

青木孝子さん。

議員（9番 青木 孝子君）

私は、介護保険制度について1点でこういうふうに質問しておりますけれども、ご存じ

かと思いますが、来年から利用料、今の訪問介護3%の人は6%になると、またまた負担になりますけれども、お聞きしますと、それへの援助が480万円ということですよ。来年度からは6%ということになって、またまた利用する人たちの負担がふえますけれど、ここへの措置というのは480万円、何とかならないものでしょうか、お伺いいたします。

議長（岩崎 三次君）

是永介護保険課長。

介護保険課長（是永 勝敏君）

お答えします。

訪問介護、ホームヘルパーの報酬の本人負担が大体1割でございますけれど、介護保険施行前に、そういった利用してる方に対して国は特例的に、激変緩和といいますか、そういった意味で3年間、12年度から14年度までは3%、15年から16年までは6%、5年目からは本則に戻るということで、段階的にそういう軽減をやっております。これはあくまで経過的なものでございますので、来年度以降も国の指針どおり6%でやっていこうというふうに考えております。

それと、低所得者の方の軽減の分なんですけれど、実際同じヘルパーを利用してある低所得者の方で、いわゆる制度後に利用された方は、同じヘルプ、ホームヘルプを利用していながら、施行前に利用した人は3%であって、施行後に利用してる人が従来の10%ということで、そういう不公平さも出てきております。

それともう一つは、先ほど答弁しておりますように、訪問介護でいう介護タクシーですね、この部分もホームヘルプサービスとの関係がございますので、そちらの方にも仮に従来どおり3%をまた継続するような状況になれば、その辺のところの費用負担もかなり出てくるということでございます。

以上です。

議長（岩崎 三次君）

青木孝子さん。

議員（9番 青木 孝子君）

今、いみじくも3%が介護制度前に利用してた人たちは3%、そうでない人たちは1割ということで、本当に不公平だと出てますけれども、私も重々そう思いますよね。その差をなくして、皆さん3%に同じように措置していくということではどうでしょうか、お尋ねいたします。市長。

議長（岩崎 三次君）

是永介護保険課長。

介護保険課長（是永 勝敏君）

それさっき私が申しましたのは、そういう現場で矛盾した分があるということでのご報告でございますので、それをそのまま3%で継続するというものではございません。あく

まで国の方針どおり15年度からは6%ということで、それに対する財源というのはいくら出てきますので、そういったものをまたどういうふうにするかというものがございまして、そういう財源的なものを考慮すると、今までどおり3%であったものを15年度からは6%ということで考えております。

以上です。

議長（岩崎 三次君）

青木孝子さん。

議員（9番 青木 孝子君）

もう一度不公平な3%と1割、不公平になっている人たちへの措置を考えてはどうですかと聞いてるんですが、市長、どうでしょうか。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

今から先、この制度というものはずっと続いていくわけでございますので、そういった財源のあり方を含めて議論をしていく以外にないだろうと思っております。

議長（岩崎 三次君）

青木孝子さん。

議員（9番 青木 孝子君）

もともとは国はこういうふうにな景気にし、大変な状況になったというところに原因はあるんですけどもね。でもしかし、自治体に住んでる市民の皆さん、本当大変ですので、ぜひ予算の見直しぜひやって、一般繰り入れのそういう減免措置、考えていただきたいと思います。

介護タクシーについて最後にもう一度お尋ねいたします。

聞くところによりますと本当にひどい状況。例えば墓参りに行ったとか保養所に行ったと、こういうことをやったというようなことを聞いて、私も本当に驚きました。こういうことをするというのは、プランの中で十分相手の方と介護タクシーの利用について等々、利用者に話がされてなかった。またそれを、これまで先ほど数字出ましたけども、莫大、1年間でかなり大きな差のある利用がされた。これは市の責任ではないでしょうか。チェック機能がなかった、この点についてどう思いますでしょうか。

議長（岩崎 三次君）

是永介護保険課長。

介護保険課長（是永 勝敏君）

介護タクシーというのは、介護保険の中でのサービスではございません。タクシーの運転手の方がヘルパーの資格を持って、2級以上のヘルパーの資格を持って、訪問介護サービスとして事業の展開しておるところでございます。

介護保険の認定を受けた方は、ケアマネージャーとの間でケアプランというのを立てるわけですが、その中で訪問介護をホームヘルプとして利用したときに、介護タクシーを利用するということをケアマネージャーの方からきちんと指導を、こちらの保険者としてはケアマネージャーとの説明会の中で、十分そういうふうな指導をやっておるところでございますけれど、中にはそういう不適正な指導をしているところがあるということで、こちらの市の方から直接ご本人なりケアマネージャーの方に連絡とりまして、実態を把握した中で、タクシーのような利用の仕方であれば、これは介護保険の給付の対象になりませんということでもって、今まさにそれを指導しておるところでございます。

過去の分については、介護タクシーというのは非常にお年寄りの間でずっと伝わっていたような状況で広まっていたわけございまして、それを何とか抑制せにゃいかんということで、今回その指導をやってきておるところでございます。

以上です。

議長（岩崎 三次君）

青木孝子さん。

議員（9番 青木 孝子君）

先ほどケアマネージャーさん、本当に大変だということを述べましたけれども、ケアマネージャーさんは高齢者のニーズに基づいて、本当に安心して利用できるそういうサービス、介護サービス計画を作成する、それとともに事業所と連絡調整、こういう役割も担っています。その中で中立、公平にその職務を果たさなければならない。その一方で、介護報酬に基づいた利益を追求していかないといけない。事業所に所属していますので、それは当然ですよ。こういうはざまに立たされて、本当に大変な思いしています。

そういう意味でもケアマネージャーの専門的判断で、利用者が安心してサービスが利用できるようにしなければなりません。そのためにはケアマネージャーの待遇改善、研修制度の拡充、それから特に市に申し上げたいんですけれども、第三者によるチェック機能、オンブズパーソン制度、これはぜひ確立しないといけないのではないかと思いますけれど、どうでしょうか、市長。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

本来、みんなで助け合うべき制度が、一部の人のいわば誤った運用で大変迷惑かけてるちゅうこともあってるわけございまして、そういった問題も含めて、正しく本当に相互扶助、これが基本になれるような、そういう仕組みを市としても考えていかなければならないと、そのように考えておりまして、冒頭申し上げましたように、中間市の高齢者総合福祉計画作成検討委員会も、民間の人もたくさん公募して入っておりますので、そういった皆さん方と相談をしながら、よりよい制度にしていきたいと、このように考えておりま

す。

議長（岩崎 三次君）

青木孝子さん。

議員（ 9 番 青木 孝子君）

そういう委員会の中でオンブズパーソン制度等をぜひ検討していただきたいと思います。もともと国が予算がないない、そういう反面、イージス艦をインド洋に派遣するとか、とてつもないということで、市長笑ってますけれども、すべて国の予算使うわけですよ。こういうことから自治体への予算が減ってるわけですよ。笑って見過ごせない、こういう状況です。確かに大変大変、二言には市の予算がなくなった、こういうこと言ってますけど、そういう根幹的におかしなところあるんです、そういうことも私ども十分社会保障の方に予算が回るように、ぜひ運動もしていきたいと思いますが、市長の方も住民の方に顔を向けた政治、低所得者、そういう人たちの立場を十分考えて市政に取り組んでいただきたいと思います。

これで終わります。

.....

議長（岩崎 三次君）

次に、宮下寛君。

議員（ 8 番 宮下 寛君）

日本共産党の宮下です。質問通告に基づきまして一般質問を行います。

まず、高齢者医療費の支払いについての質問であります。

さきの通常国会において、自民、公明、保守の3党が強行採決した医療改悪法で、この10月からお年寄りの医療費の自己負担が上がりました。公明党の坂口厚生労働大臣は、医療改悪について、「ちょっとのどが痛いとか熱がある人は受診を控えるかもしれないが、大勢には影響がない」、こういうふうに国会で答弁しましたが、とんでもありません。医療機関の調査では、「食費や生活費を削る、通院回数や検査や薬を減らす」、このように答えた人が4割以上を占めたという結果も出ています。

今までも医療の改悪による受診抑制は、医療機関にも甚大な悪影響をもたらしています。日本医師会の調査によると、ことしの4月から6月を昨年の同時期と比較すると、医療費が3.86%、患者が2.13%、患者の受診回数が3.81%も減少しています。本格的な患者負担が始まったら一体どうなるのか、懸念されるところです。

しかも、来年4月から介護や年金などの改悪を進められます。受診抑制がさらに広がり、国民の命と健康が脅かされることは目に見えています。

さて、10月から老人医療の対象者は、医療費自己負担の全額を病院の窓口で払い、限度額を超える分については役所に申請して払い戻してもらう仕組み、いわゆる償還払いになっています。ところが、この手続が複雑で、国民自身が理解することは困難で、新たな



受診抑制につながると批判をされていました。

そこで、厚生労働省は、この払い戻しの申請を軽減する通達を出しました。しかし、自治体によっては通達の内容を把握していなかったり、対応ができていないことで不安があるということも聞いています。このような国民の不安に、厚生労働省保険局老人医療対策室の担当者は、限度を超えた患者については、市町村に対して償還される金額を世帯ごとに合算して伝えるシステムを準備中と答えています。こうしたことが行われれば、患者側での計算などは不要となり、簡単な手続で払い戻しが受けられることとなります。中間市ではどのようになっているのか伺います。

また、窓口負担割合を新しい受給証に記入をされていますが、他の自治体で所得から見て1割の負担のところを2割とされていたという事態が起こったと聞きますが、中間市においてはどのようになっているのでしょうか。

次に、暴力団極政組事務所撤去の問題についてであります。

10月の29日、中間市の17歳の少女が覚せい剤使用で逮捕、明くる月の5日、11月の5日に極政組組員が覚せい剤の使用で逮捕。そして、翌6日には、同じく中間市在住の40歳の男性が覚せい剤の使用で逮捕されるという報道がマスコミ等でされています。今回、覚せい剤使用で逮捕された容疑者が極政組と直接関係があると断定はできませんが、しかし極政組の組員が覚せい剤使用で逮捕されていることも事実であります。

組事務所があるということは、その事務所を根拠地にしてさまざまな事件を引き起し、市民の日常生活に大きな不安を抱かせています。このような事態を放置できないと思うものであります。日本共産党中間市委員会も、住民の皆さんと協力し、暴力のない中間市をつくるために、みずからも声を上げ、暴力反対という中間市民全体の大きな世論をつくるべく運動を始めたところです。

市民の健康や安全に責任を持つ責任者としての市長が、警察など司法関係機関と協議し、事務所撤去に向けて直ちに処置を講じなければならないと思いますが、市長の見解をお伺いします。

これで、第1回目の質問終わります。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

宮下議員のご質問のうち、高齢者の医療費大幅値上げに伴う高額支払いへの支援策について、どのように考えておられるか、また窓口負担割合を新しい受給者証に記入されているが、間違った記入もあると聞くが、中間市はどうかとのご質問からお答えをいたします。

ご承知のように、本年10月の医療制度改革に伴って、高齢者の医療費の負担区分が改正をされました。その内容の特徴は、外来において850円の定額制から1割負担へ、入院につきましては、低所得者は据え置き、一般世帯については月額で3,000円の引き

上げが行われたことと、新たに高齢者のうち現役世代の平均所得以上の方に対して2割負担が導入をされたことであります。いずれも所得区分に応じた限度額が設けられており、現役世代の平均所得を上回る上位所得者には、応分の負担を求めるものであり、これに対する市独自の支援策は今のところ考えておりません。

また、医療制度改革に伴って、10月1日付で新しい老人保健医療受給者証を交付いたしました。新たに上位所得者の区分が設けられ、現役世代の平均課税標準額である124万円を超える所得がある方に対しては、2割負担の医療証を交付することになりました。

ご質問の「間違った記入もあると聞く」とのご指摘は、この2割負担に該当する方でも、総収入が単身者で450万円、2人世帯以上で637万円以下であれば、申請により1割負担とすることができることになっておりますので、この手続上の問題で生じたケースではないかと思われまます。

本市におきましては、本来、該当者からの申請を待って処理すべきところを、老人医療の担当者ですべての上位所得者の収入調査を行い、該当者には連絡をとって全員を1割負担といたしましたので、漏れや間違いはないと考えております。ちなみに、本年10月末現在で、老人医療該当者7,798人に対し、上位所得者該当者、いわゆる2割負担の方は226人となっております。

次に、新たに病院外来でも償還払いが導入され、そのための払い戻しを受ける手続が煩雑で、お年寄りには困難と思われるが、どのような対応を考えておられるかのご質問にお答えをいたします。

入院医療費につきましては、上限制となっておりますので、医療機関において限度額以上を徴収することはありませんから、ご質問の償還払いは外来医療費についてのみ発生することになります。

ご承知のように、外来の自己負担額につきましては、本年9月まで一医療機関につき、定額850円を4回、3,400円まで徴収されることになっておりました。このため、1割負担となったことから、かえって負担額が下がったというケースも見られますが、所得区分に応じて外来の限度額が定められており、すべての医療機関での1割負担額を合算して、この限度額を超えた場合、超えた分の償還を受けることができます。この償還手続は申請主義のため、償還払いを受けようとする方は、保険者の窓口で申請をすることが必要となりました。

ご指摘のように、この手続は高齢者にとって大変面倒なことであり、少額なケースでは申請されない場合も多々あると思われまますし、窓口での混雑も予想をされます。

したがいまして、現在考えております対応は、医療費の審査支払い機関であります国保連合会に業務委託を行い、個々の償還額が掌握できた時点で、その額をそれぞれの届け出口座へ自動的に振り込む方法にしたいと考えています。

このため、現在、業務委託に必要な電算システムの変更を進めておりますし、年明けには申請書を兼ねた口座の届け出用紙を、既に申請のあった方を除く全員に、順次送付したいと考えております。一度この届け出をしていただきますと、以降は申請があったものとみなして、償還額を自動的に振り込んでいきますから、どんな少額な場合でも償還できますし、わざわざ面倒な申請においていただくこともなくなり、償還に要する期間も短くなりますので、市民サービスの向上につながるものと考えております。

次に、中鶴の暴力団極政組、組事務所の撤去の対策についての質問にお答えをいたします。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、いわゆる暴対法が暴力団員の行う暴力的要求行為などの規制や対立抗争等による市民生活に対する危険防止、暴力団員の活動による被害の予防のための暴力追放運動センターの活動の促進によって、市民生活の安全と平穩の確保を目的に制定がされております。

この法律の中で暴力団組事務所については、対立抗争時の事務所の使用制限及び事務所等における禁止行為として、外周や外部から見通せる位置に付近の住民や通行人に不安を覚えさせる表示や物品を掲示または設置すること、事務所付近において粗野もしくは乱暴な言動を行ったり、威勢を示すことによって付近の住民や通行人に不安を覚えさせること、また人に対し事務所に来ることを強要することが規定をされているわけでございます。つまり現在の法体系では、暴力団事務所そのものが違法ではなく、取り締まりの対象になっておりません。

中間市では、暴力追放都市宣言を初め、市議会における暴力反対の決議をもって強く暴力を否定してきたことは周知の事実であり、将来にわたって追求すべき市民共通の願いで、平和で安全なまちづくりは市民憲章でもうたわれております。

しかし、警察の情報によりますと、中鶴にご指摘の指定暴力団の組事務所が進出していると聞いております。まことに遺憾なことでありますが、法で取り締まることがかなわぬ以上、行政や市議会、そして防犯協会などを中心として、全市民が一体となった住民運動などを展開する必要があると考えております。

昨年12月に発生をいたしました市議会議員襲撃事件の容疑者として構成員が逮捕、起訴され、現在、公判中であります。こういった推移に注目しつつ、一方で警察の協力体制の協議を進めているところでございます。

議長（岩崎 三次君）

宮下寛君。

議員（8番 宮下 寛君）

まず先に、暴力団対策の問題についてお伺いをします。

今、市長が答弁されたことの中に、暴対法というのは危険予防、そのためにあるんだということが一つと、それから団事務所、暴力団事務所があるということだけで法は適用さ

れない、つまり法の適用外だというふうに言われたんですね。今の中鶴にある暴力団事務所がただあるだけのものなのかということです。あるだけなら問題ないでしょ、居住として利用しているんなら。

しかし、警察はそう見てないでしょ。暴力団の事務所があると、別に居住してるわけじゃないんです、してるだけではないんですよ。つまり今最後に市長も言われたけども、去年の12月に現職の市議員を襲撃した犯人が、ここの事務所の構成員だったと、ここに入入りしてた、これ立派な暴対法適用の内容じゃないですか、暴力団事務所自身は。ましてや先ほども紹介しましたように、何ですか、覚せい剤使用で逮捕される。引き続いて起こってるんですよ。それに、中間市民もそれに影響されている、同じような犯罪を起こしている。

だから、私は先ほど言いましたように、暴力団事務所があること自体が住民の不安を呼び起こしてる、これは事実でしょ。暴力団の構成員が事務所の周りで出入りする。そのこと自体が住民の皆さん方の不安をかき立てるわけでしょ。これが法適用外だというふうに言えるんですか。市長、どのように思われますか。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

今、答弁いたしました中身はいわゆる暴対法、法律そのものを皆さん方にお知らせをしたわけでごさいます、いろんな各地方で起こっている退去地ですか、そういった問題の裁判の事例を見ても、なかなか居住権は認められているんだっていう、そういう判断もなくはないんですよ。

したがって、なかなか今の状況の中では、ご指摘のような問題というのは、今後さらに警察と詰めていかないと、なかなか行政だけの問題だけでやるというのは、僕は難しいんじゃないかと思ってますし、宮下議員言われましたように、議会なり、あるいは住民含めて、そして警察の協力を得ながら、これはきちんとしていかにやいかん、そういう問題だと思っております。

議長（岩崎 三次君）

宮下寛君。

議員（8番 宮下 寛君）

市長の言われることはもっともなことだと私思います。問題は、それをどう強く働きかけていくか、運動を起こしていくか。そのために市がイニシアチブをどう発揮するかということなんですね。問題起こしていかにやいかんわけです。こういうふうに考えてる、こういうことでなけりゃならぬということだけではだめだと思うんですね。そういう点では警察の協力も得る、またいろんな知恵もかりる。

例えば暴力団事務所が事務所として機能を発揮しないということであれば、これは暴力

団の構成員、またそこに組長とか、いろいろ幹部の方もおられるでしょうけども、機能を果たさなければそこに持っておく意味がなくなるわけです。だから、必然的にこれは移動せざるを得ない。その事務所としての機能を果たさせないためにどうするのかと。そのためのいろんな知恵を働かせにやいかんと思うんです。それには警察の協力も私は必要だし、そしてまた市民の側も一緒になってそれを、世論をつくり上げていくということだと思うんですね。

今、裁判起こしても、そんなこと簡単にいかんことは目に見えてわかってる。だから、そういう点でのいろんな・何ですか、事務所を撤去させていくための、弁護士にもいろいろ相談もするし、またいろんな全国的な経験も学んでいくし、そういうところでの大いに知恵を働かせていかにやいかんし、私は先ほども言いましたように、17歳の少女がそういう覚せい剤に汚染をされていく、この事態は一刻も猶予ならぬと思うんですね。

そういう意味で中間市としても、本当に具体的に市民に、中間市がこう取り組んでるんだぞという、姿の見える取り組みをしていかにやいかんと思うんです。そういうことをぜひ要望したい。そういうことでもう一回、市長のそういう方向での決意というか、伺いたいと思います。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

出ていってくださいちゅうて、はい出ていきますちゅう、そういう簡単なものであれば、いつでもお願いに行く、そういうものはあるわけですけども、なかなかそういかないところにこの問題の難しさがあるわけでございまして、今言われました中身含めて、明るい街づくり推進室もつくってますので、いろんな形でこれから防犯協会、警察含めて議論をさせていただきたい、このように考えてます。

議長（岩崎 三次君）

宮下寛君。

議員（8番 宮下 寛君）

防犯協会、警察だけじゃないんです。市民のいろんな声、それから市民の運動体もあるわけですから、そういうところにも大きく声をかけていくと。先ほども言いましたように、市として住民の皆さん方に姿が見えるように、そういう活動をさらに図っていくことを強く要望します。

次に、医療費負担の問題について、償還払いにおける手続について、随分と職員の皆さんの努力で進んでるということを聞いて、少し安心をしておりますが、いま少し伺いたいと思います。

一つは、銀行など金融機関の口座番号を役所に知らせる方には、払い戻しがある場合、自動的に振り込まれるようになってるというふうに今答弁を伺いました。そういうことな

んですが、例えばうっかりとか、内容よくわからなかったとか、またその口座番号を他人に知らせるのはちょっとと、まあ、いろんな理由から口座番号知らせてないという方もおられると思う。その方に対して今はがき等で通知をされてるということなんで、これも本当に助かるなというふうに思うんですが、口座番号、一つは届ける、今から届けようかという場合に、一定の書類が必要だと思うんですね、申請しなきゃいかんということなんで。それについて書類を出すのが、ここ本庁だけなのか、それとも東部出張所だとか、またほかの市の公共機関、そういうところでもできるのか。中間は4キロ四方といっても、足のない人は遠いわけですからね。そういうところでの手続は可能かどうか、その辺を伺いたいと思います。

議長（岩崎 三次君）

柴田健康増進課長。

健康増進課長（柴田 芳夫君）

今の質問、担当課の方からお答えいたします。

この口座の届け出の手続は、一応郵送をもって行おうと思っておりますので、原則として返信用の封筒を同封したいと思います。既に今受け付けも既に行っておるわけでありまして、実際に10月の医療費について償還払いの生じるおそれがあるという方は、それぞれ領収書を持って窓口申請に見えております。そういうことで一度申請をしていただければ、あとは何もしなくてもお金が戻ってきますからということを知って、申請書を持って帰って、それに記入して、東部出張所、主管課は違いますけれども、市民課長等お尋ねしたところ、その書類をうちに届けることについては、やぶさかではないということでありまして、もちろん保健センター等の機関においても取り扱いはできます。ただ原則的には封書による返信用の封筒を同封した上で届け出をしていただくという方法をとっていきたいというふうに思っております。ただ予算の伴うことですので、一度にはできないかとは思いますが、

議長（岩崎 三次君）

宮下寛君。

議員（8番 宮下 寛君）

口座番号届けをという場合には、いろんなそういう・・・何ですか、利用される方にかなり便利な方向を考えられてるということです。それでもなお口座番号届けていない、そういう方もおられると思うんですね。そういう方はどうするのかというと、これはこの役所、市役所、担当課まで来るのかなというふうに思うんですが、金額は大きければいいんです。それはタクシーでも使っていこうかということになるんですが、やれ何百円だとか1,000円だとか、そういう金額になると、そう一々通知が来たからといって出かけるというのもおっくうだという、これはまたかえってマイナスになるということだって生じるわけですね。

そこで伺うんですが、まとめて何カ月か受け取るということが可能なのか。また、もし可能であるとするならば、その期間、どのくらいまでの期間があるのか。つまり時効といえますか、請求する際のね。その点、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（岩崎 三次君）

柴田健康増進課長。

健康増進課長（柴田 芳夫君）

できましたら口座の届け出をしていただきたいというのが、こちらの願いでありますけれども、もちろん郵便局以外に口座を持ってないんだということで、新たに口座を設けるのも嫌だということで、口座がない場合は現金、窓口での現金の支払いという形になります。そうしますと今議員さんご指摘のように、150円とか200円とかわざわざタクシーや出かけて行ってまでもらうような金額でない場合は、やめとこうかということになる。

しかし、それが今言われますように、何カ月かためるとある程度の金額になる。それをまとめてということにはシステム上、なかなかかなりにくいというので、毎月の分は自動的に振り込んでいきますが、現金での窓口払いの場合、その月の分というものを保管しとくという形になりますね。翌月出ますと、その金額おとりにまだ見えませんので保管しとく。そして、何カ月かたってお見えになったときに、それを合算してお支払いするという、非常に煩雑な手続になりますので、できるだけ口座を届け出てほしいと思います。しかし、そういうケースが生じた場合、そしたら払い戻さないのかっていったら、そういうことはありません。もちろんそれに応じて払い戻しはいたします。

それと、時効というのは民法上の規定ですので、高額療養費と同様、2年間というふうになっております。2年以内であれば、請求があった場合、もちろん払い戻すということを行います。ただし私の方は、先ほども説明の中にありましたように、国保連合会との業務委託を行いますので、通常レセプトが返ってくるまでというのは2カ月半以上かかるわけですけれども、大体審査、支払いが終わった時点でそれぞれの償還額が把握できますので、その時点で申請されてない方、それからとりに見えてない方には電話による連絡とかはがきによる連絡とかを行いますので、何カ月もそのままというケースは余りないかとは思いますが。

議長（岩崎 三次君）

宮下寛君。

議員（8番 宮下 寛君）

今、聞く限りでは、何カ月もまとめてこられると大変だという、そういうこともありながら対応しますということですから、担当課の職員の皆さんの努力によって、患者の方々に手続上の煩雑、複雑な問題を減少されたということについては大きく評価したいと思います。住民が主人公という立場から、今後ともどうしたら中間市民の利益になるのかとい

う姿勢を貫いてほしいと思います。

さて、私は、冒頭に4月から6月のことと昨年の比較を述べましたが、医療改悪が実施をされた10月以降に調査を行った全国保険医団体連合会、これは先ほど久好議員も引用されておりましたけども、私は若干違った立場から数字を報告したいと思うんです。

調査は11月5日から15日まで、1,250医療機関にアンケートを行った。この中で患者負担増が原因と思われる治療の中断があったというふうに回答した医療機関が医科・医科というのは内科、外科、小児科、眼科、皮膚科、耳鼻咽喉、産婦人科、こうした病症の総称ですけども、この医科で29.4%、歯医者ですね、これで18.3%という深刻な状況が浮かび上がっております。つまり治療を中断したというわけです。

この連合会の会長さんはこういうふうに言ってます。たび重なる医療負担増が高齢者の患者の皆さんを経済的にも精神的にも追い詰め、受診の手控えを強いられることが浮き彫りになった。早期受診の抑制や慢性疾患の人の治療中断は重い合併症を引き起こしたり命を脅かすケースもある。そして、このようにも言ってます。国民的規模での健康悪化が心配されるというふうに言ってます。

我が党の久好議員が取り上げた国保問題といい、また青木議員が取り上げた介護問題といい、そして医療の改悪といい、小泉内閣の国民に痛みだけを押しつける、こういう悪政に激しい憤りを禁じ得ません。病気、老齢、失業など国民が困難にぶつかったときに、国民の命と暮らしの支えになるのが社会保障です。命と健康を守るためにも3兆円負担増をやめよう、こういう声をこの中間市からも大きくしていくために、全力を挙げることを表明して、私の一般質問終わります。

.....

議長（岩崎 三次君）

次に、佐々木正義君。

議員（11番 佐々木正義君）

公共下水道事業について質問をいたします。

今回、私が質問書を出したのは、いろいろ問題点を抱えておるところでございますので、この際、一応検討していただきたいということから質問書を出したわけでございますが、中間市における下水道事業は、平成5年、国と県と市で協議会が開かれました。12月には都市計画の決定を見るに至り、中間市の下水道工事に藤田前市長のゴーサインが出され、平成7年4月には待望久しい工事が北九州市の有望な下水道関係の技術人の指導のもと、太賀団地より始まったものであります。

また、この時期に藤田前市長は北九州市の末吉市長と対談をされ、暫定処理の委託実施策協定の終結がなされたわけでありましたが、そのことにより早くも平成11年1月より中間市での下水道の使用が開始されたものであります。このことは大島市長も十分ご承知のことと思いますが、それでは本題の質問に入らせていただきます。



第1問は、市内の下水道工事を現在どのくらい進んでいるか。何%くらいでございましょうか。第2問は、工事の終了年数はいつごろになるのであろうか。第3問、工事による総予算はどのくらいでありますか。第4番目は、工事に対して政治的な問題が入るかと思いますが、仮に土手ノ内の地域の下水を隣接してる北九州市の高江団地に落とすことは、技術的には可能であるかどうかお尋ねをいたします。

これにて第1回目の質問を終わります。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

佐々木正義議員の公共下水道事業につきまして、まず一つは、市内の下水工事は約何%くらい進んでいるのですか。二つ目は、工事の終了年度は何年くらいですか。三つ目は、工事の総予算額はいかほどですか。四つ目は、土手ノ内地域の下水を北九州の高江団地の方へ落とすことが技術的に可能なのかお聞きをいたしますとの質問にお答えをいたします。

最初のご質問の公共下水道の普及率は、平成13年度末で20.4%でございます。人口に直しますと約1万人が公共下水道を使えるようになったところでございます。

次のご質問の公共下水道の工事が完了するのは、現在の建設予算を確保し、整備を進めていけば、おおむね平成30年度ころになると見込んでおります。

続きまして、公共下水道建設費の総額は約365億円と見込んでおります。

最後のご質問にお答えをする前に、中間市の下水道の概略についてご説明いたします。

中間市では、効率的で経済的に下水道を運営していくため、下水はできるだけ自然勾配で流すように計画をいたしております。また、下水は、現在、上蓮花寺ポンプ場から北九州へ送って処理をしてもらっておりますが、中底井野に現在建設中の流域下水道の遠賀川下流浄化センターが完成をし、流域下水道幹線が接続すれば、市内の下水はここで一括処理するようになります。

ただし、ごく限られた地域ですが、北九州市境に面して、地形的に北九州市側へ流す方が有利な地域が市内に数カ所あります。これらの地域の下水は、北九州市と協議をして、北九州市の下水道施設に余裕があれば、そちらへ流すようにしています。

ご質問の土手ノ内地域は、地形的、また下水道幹線への距離などを技術的かつ経済的に判断して、中間市側に下水を流す計画といたしております。しかし、北九州市に面したごく一部の箇所は、地形的に北九州市側へ下水を流すことが可能と思われるので、この箇所につきましては、将来、土手ノ内地域全体の下水道整備が始まる時期にあわせて、技術的かつ経済的に検討し、受け入れ先の北九州市と協議をしていきたいと考えております。

なお、土手ノ内地域の下水道整備の時期は、まだ決まっておりません。

議長（岩崎 三次君）

佐々木正義君。

議員（11番 佐々木正義君）

2回目の質問に入ります前に、報告をさせていただきますが、私は本年6月に設立されました中間市公共下水道事業評価監視委員という非常に長い名称の審議会の委員として市長より委嘱状をいただき、委員会に参加し、下水道のことについていろいろと勉強させていただきました。都合5回の審議会が開催され、8月8日に委員長の今村氏が大島市長に答申書を提出されました。ただいま手元にそのときのコピーがありますので、一部朗読させていただきます。

公共下水事業の再評価について答申、今村重記。附帯意見として、中間市は住みやすいまちづくりを目指して、今後も公共下水道事業を確実に継続していくために、当委員会は次の意見を付す。1、20年間待つ市民がいることを忘れずに、市民全員ができるだけ早く下水道を使えるように効率的な下水整備に努める。2番、これからも確実に事業を推進できるように、国や県などの財源確保に努め、市は必要な資金の繰り入れを行う。3番、これからも確実に事業を推進できるように、必要な職員を確保し、将来を担う人材の育成に努めると、このようにあります。

ちなみに、個人的なことで申しわけありませんが、大島市長宅には下水は完備しておりますか。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

委員会から答申を受けた中身につきましては、大変重く受けとめておりまして、このことが遠賀川、あるいは環境を含めてきれいにすることでございますし、本当に文化的な生活を営むという、そういった観点からすれば、1日でも早く、1時間でも早くそういった思いがしてるのは事実でございます。ただ今後、いろんな形で県なり国等々に呼びかけ、さらに今までと同様の支援策ですか、補助金等々含めて、いただけなくてはならない問題もでございます。本当にこれは景気が悪くなって大丈夫かなちゅう心配も実はあるわけでございます。そういった中でもこの答申が1日でも早く完全に履行できるような努力はさせていただきます。と思っております。

それから、私のうちですけれども、実はことしの4月、正確には3月なんですけれども、念願の公共下水をさせていただきました。

議長（岩崎 三次君）

佐々木正義君。

議員（11番 佐々木正義君）

先ほどの答申書の中身であります。今市長の言われましたように、約20年かかるわけでございます。最初に、その恩恵に浴した人と、また最後になった者との差は、非常に大きな違いができてくるだろうと思うわけでございます。

ちなみに、私の住んでおります土手ノ内につきましては、下水課長へお聞きしましたら、平成30年度、最後の時期になると、このように聞いております。たまたま私は土手ノ内に居住をいたしておりますものですから、地域の皆様方から、佐々木は何をしよるんだと、おまえは、とにかく早く下水の通るようにひとつ努力をしてくれということから、今回こういう質問をさせていただいたのでございますが、ちなみに30年、平成30年といいますと今から16年あります。私、現在70歳になったばかりでございますが、これから16年たちますと86歳、日本人の平均寿命が今男子77か8かと思えますんで、この86歳になるまで私はもうあの世に旅立っているのではないかと自分では思っております。

下水道課長にお尋ねをいたしますが、そのほかにも北九州市に隣接してる地域はあると思えますが、いかがでございましょうか。

議長（岩崎 三次君）

須澤下水道課長。

下水道課長（須澤 広則君）

ただいまの佐々木議員のご質問にお答えする前に、若干訂正させていただきますと、土手ノ内地区が一番最後になるというふうな話を差し上げたのは、先ほど委員が参加されました再評価委員会の際に、仮に将来こういうことになると、土手ノ内というのは最後のグループに入りますというふうにご説明いたしました。具体的にそれが一番最後になるということはまだ決まっておきませんので、念のために申し添えておきます。

それから、ご質問の北九州市へ流せるところということなんですが、実は最初のご質問の中にも、政治的に問題があるんじゃないかというご心配をされておられましたけども、北九州市とは一番最初に、今蓮花寺ポンプ場を使いまして、暫定的に下水を北九に送っておりますが、その時点で基本的な合意がなされておきまして、北九州市境の現在接続しておりますのは太賀1、2丁目ですが、これが60戸接続されております。このほかに現在協議中なのが桜台1丁目で、約30戸ぐらいのところを協議しております。このほかに我々が可能性があるというふうにご考えておりますのが桜台2丁目と通谷5丁目、それから土手ノ内3丁目のごく一部なんですが、その3カ所候補地として上げておりますが、具体的な協議はその時期になって北九州市と行うということになっております。

以上です。

議長（岩崎 三次君）

佐々木正義君。

議員（11番 佐々木正義君）

今、課長からはご指摘がありましたように、私の聞き違いかも知れませんが、いずれにしても最終年度に近いということは間違いのないと思えます。

それとあわせましてもう一つ、もう一、二点質問をいたしますが、現在完了をいたして下水道の利用者の中で、どのくらいのご家庭が未加入であろうかと思っております。

いますが、お答えをお願いいたします。

議長（岩崎 三次君）

須澤下水道課長。

下水道課長（須澤 広則君）

先ほど市長が説明しましたように、下水道が今20%、1万人の方が使えるようになっておるといのは、おたくの前の道路に下水道が入った人口が1万人ということでして、それでその下水道を使って水洗化してるのが平成13年度末で67%です。これは意外に少ないというふうにお思いでしょうが、この数字を分析しましたところ、下水が家の前に入って大体1年目に3割近くの方がやります。続いて2年目に3割近くがやりまして、3年目ぐらいに大体9割の方が下水道につないでいただいているということです。そういうふうには今普及途上ですので、全体を平均しますと今大体7割近くというところで、意外と妥当な線、皆さんご協力していただいている数字じゃないかと思っております。

以上です。

議長（岩崎 三次君）

佐々木正義君。

議員（11番 佐々木正義君）

67%ということですが、どうしても私はこの下水は要らないと、加入をしないというような方が、お聞きしますと多分におられるということをお聞きしておりますが、そういうときにはいかがなさるわけでしょうか。

議長（岩崎 三次君）

須澤下水道課長。

下水道課長（須澤 広則君）

先ほどからお話出てます公共下水道、公共事業の再評価委員会のときに資料をお見せしたんですけど、その前にアンケートをとりまして、下水道が入ってない方々に対してアンケートをとってありましたら、大体8割近くの方は下水道がすぐ欲しいと言われてました。残り2割の方がちょっとまだというふうな回答なんです。その2割の方の中でもほとんどが今経済的に困難だと、ちょっと余裕がないのでしばらく先がいいという方がほとんどですので、最初から下水は要らないという方のご回答は今のところなかったというふうにお聞きしております。

議長（岩崎 三次君）

佐々木正義君。

議員（11番 佐々木正義君）

年齢の高い方で私の方に相談があったわけですが、今のようない費用がかかるのであれば、私は要らないというようなことのご相談がございましたものから質問したわけですが、それにあわせて、一般家庭の敷地65坪ぐらいの建物に下水の設

備をするというふうなことにしますと、個人的にどのぐらいの負担が要るか、平均的なことで結構でございますのでお答えいただけでしょうか。事前に質問書に入れておけばよかったんでございますが。

議長（岩崎 三次君）

須澤下水道課長。

下水道課長（須澤 広則君）

ただいまのご質問は、恐らく下水道の受益者負担金のことと思われませんが、65坪、大体大まかなんですけれど、200平方メートルぐらいになりまして、1平方メートル当たり500円の受益者負担金が一度かかりますので、大体受益者負担金が10万円というふうになります。もう一つは、下水道を使われる場合は水洗化の工事というふうに、家の中の排水の工事をしなければいけません、それが大体45万円から50万円平均的にかかっております。

以上です。

議長（岩崎 三次君）

佐々木正義君。

議員（11番 佐々木正義君）

約60万円ということでございますが、60万円ができないと、どうしてももう要らないというようなことが起きた場合、今から先になりますが、十分対応して一人でも加入していただく、このようなことにしておいていただきたいと思っております。今デフレの時期で工事の予算面においては値上げの心配はないと思っておりますが、隣接をいたしております可能な地域が、先ほど課長が言われましたように落とす場合、少しでも早く国、県の予算が入った段階で余裕があるときには、そういう積極的な工事を進めていただきたい。

また、市長においても、今言いましたように市長のことはことし入ったということでございますので、非常に快適な朝の用足しができてるかと思っておりますが、そういう、これは今先ほど言われましたように、高いところから低いところに流すんだというような原則的なことがありますんで、私たち個人ではどうしようもないんですが、しかし、最後になる者については一言言いたいわけですね。そこらを十分お汲み取りいただいて、今後の下水道事業に市長のリーダーシップを発揮していただくのを期待して、質問終わります。

議長（岩崎 三次君）

以上をもって本日の一般質問を終わります。

なお、12月9日の月曜日、一般質問を引き続き行います。

.....

## 日程第2．会議録署名議員の指名

議長（岩崎 三次君）

これより日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において山本慎悟君及び片岡誠二君を指名いたします。

.....

議長（岩崎 三次君）

以上で本日の日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午後2時58分散会

.....

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長            岩   崎   三   次

議 員            山   本   慎   悟

議 員            片   岡   誠   二